

病院薬剤師を取り巻く環境と確保に向けて

2025年度第1回レベルアップ講座

2024年9月27日



自治労衛生医療評議会
副議長 草井 昭紀

薬剤師の配置基準

- 医療法第18条

病院又は診療所は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県の条例の定めるところにより、専属の薬剤師を置かなければならない

- 医療法施行規則第6条の6

病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこと

薬剤師の配置基準

- 外来：処方箋75枚に1人
- 入院：（精神・療養）入院患者150人に対して1人
（一般・感染症・結核）入院患者70人に対して1人
- 特定機能病院
入院患者30人に対して1人（調剤数80に対して1人を標準）

全国の薬剤師数

- 2022年12月31日現在
(厚労省発表)

323,690人

(男：124,183人 女199,507人)

うち病院従事者数

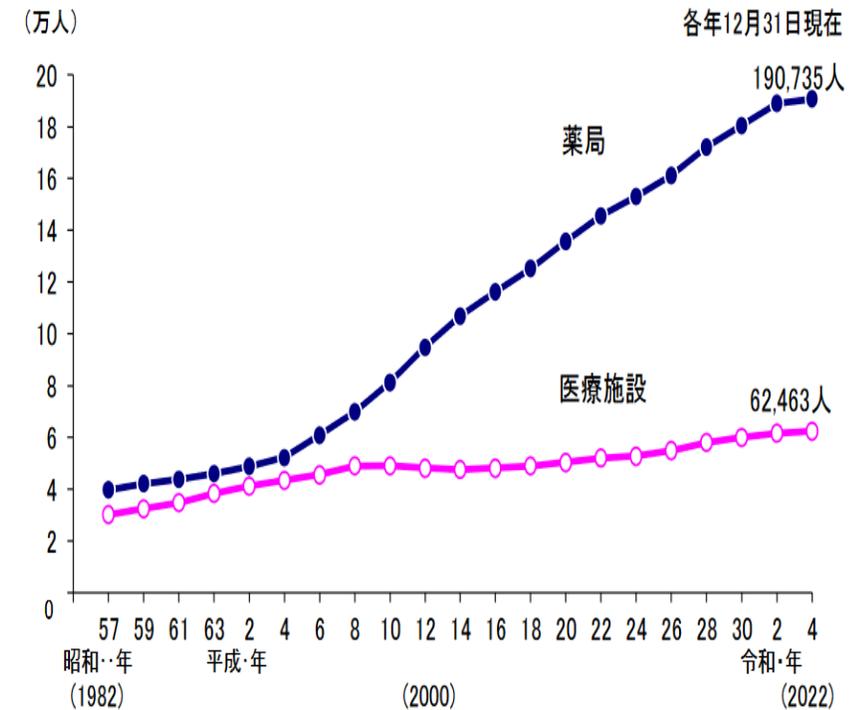
56,585人 (17.5%)

薬局従事者数

190,735人 (58.9%)

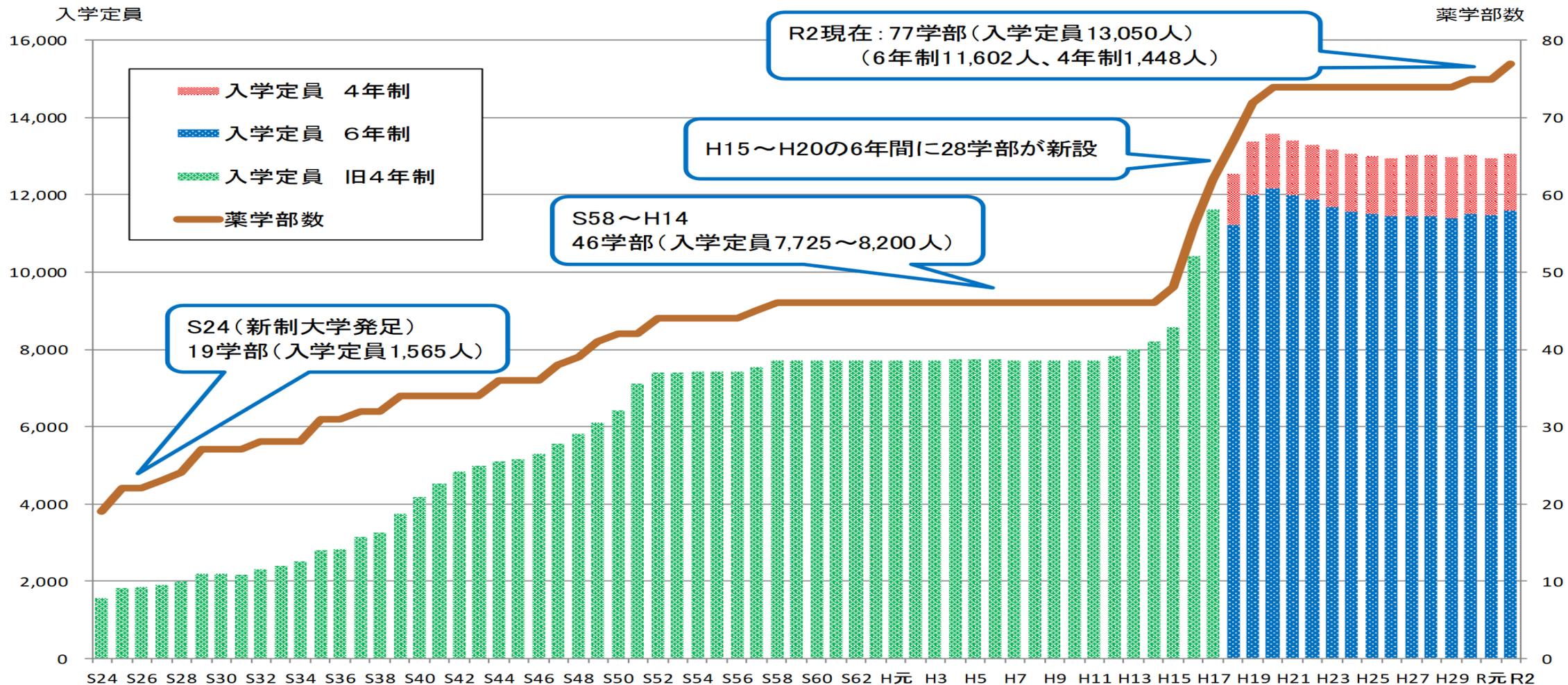
(診療所勤務5,878人)

図13 施設の種別に応じた薬局・医療施設に従事する薬剤師数の年次推移



薬剤師養成数

薬学部（学科）数及び入学定員の推移



薬剤師養成数

6年制の入学定員・入学者数等②

- 2016年度～2020年度において、入学定員充足率が90%以下であったのが3回以上の大学

	私立大学	入学定員	入学定員充足率（入学者数／入学定員）				
			2020年度	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度
21	青森大学	70	68.6%	77.1%	43.3%	43.3%	50.0%
22	岩手医科大学	120	35.0%	40.0%	53.3%	74.3%	81.3%
24	医療創生大学	90	54.4%	63.3%	93.3%	95.6%	87.8%
25	奥羽大学	140	57.1%	72.1%	80.7%	74.3%	48.6%
31	城西国際大学	130	58.5%	77.7%	91.5%	85.4%	106.2%
32	千葉科学大学	120	49.2%	50.8%	63.3%	68.8%	68.8%
43	武蔵野大学	160	86.9%	87.5%	89.4%	102.1%	97.9%
48	新潟薬科大学	180	60.0%	72.8%	67.2%	83.3%	87.8%
49	北陸大学	160	67.5%	63.5%	50.9%	52.7%	32.7%
64	姫路獨協大学	100	34.0%	30.0%	47.0%	78.0%	76.0%
66	就実大学	100	83.0%	78.3%	52.5%	78.3%	90.0%
68	福山大学	150	69.3%	72.0%	85.3%	94.0%	103.3%
69	安田女子大学	100	102.0%	70.0%	84.2%	74.2%	64.2%
70	徳島文理大学	150	47.3%	40.0%	41.1%	54.4%	55.0%
71	徳島文理大学 (香川薬学部)	90	51.1%	44.4%	41.1%	50.0%	63.3%
77	九州保健福祉大学	100	66.0%	90.0%	65.7%	63.9%	95.6%

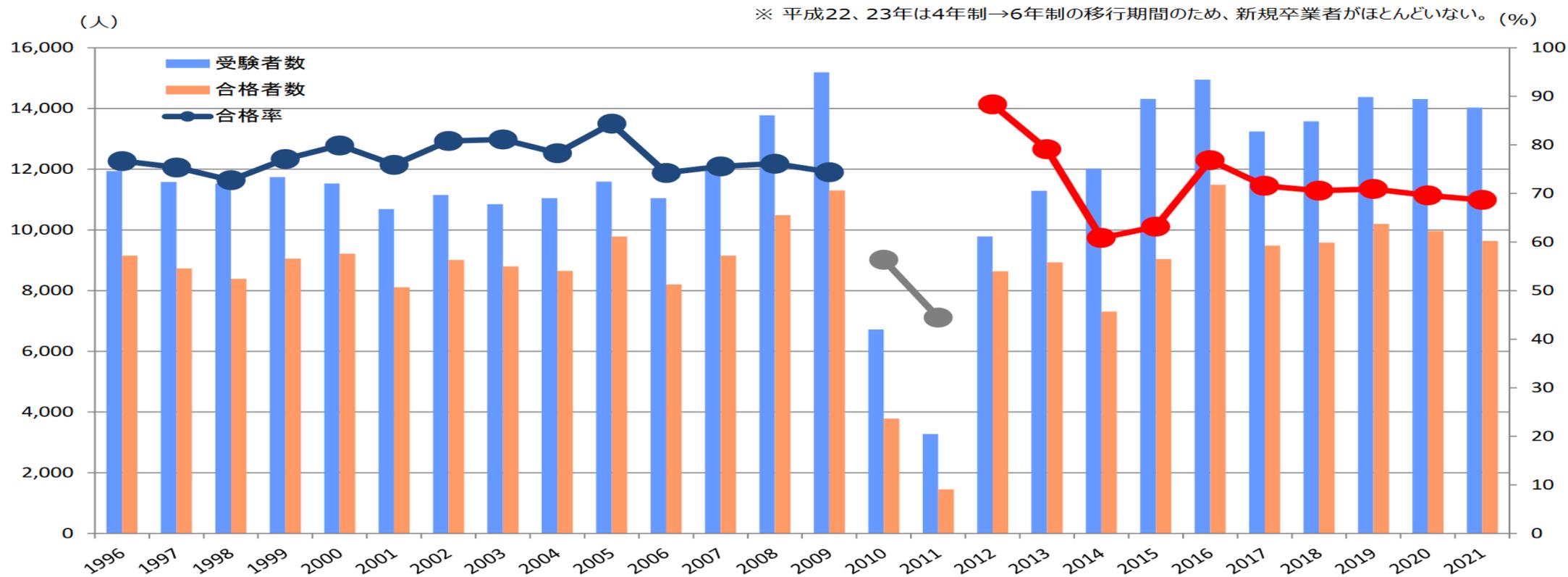
* 水色セルは、入学定員充足率が90%以下の大学

(出典) 文部科学省「入学試験・6年制学科生の修学状況」(平成28年度～令和2年度)

薬剤師養成数

薬剤師国家試験の受験者数、合格者数、合格率推移

第8回薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会
(令和3年4月26日) 参考資料2 (抜粋)



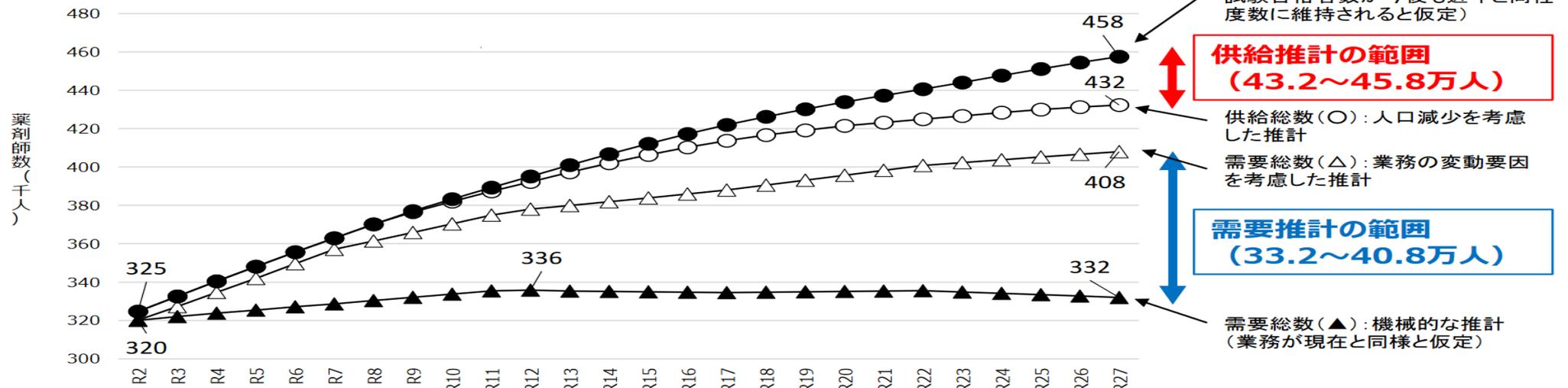
	4年制														移行期		6年制									
受験者数 (人)	11,937	11,582	11,530	11,739	11,529	10,683	11,148	10,850	11,048	11,590	11,046	12,112	13,773	15,189	6,720	3,274	9,785	11,288	12,019	14,316	14,949	13,243	13,579	14,376	14,311	14,031
合格者数 (人)	9,154	8,729	8,387	9,051	9,213	8,108	9,009	8,802	8,653	9,781	8,202	9,154	10,487	11,301	3,787	1,455	8,641	8,929	7,312	9,044	11,488	9,479	9,584	10,194	9,958	9,634
合格率 (%)	76.69	75.37	72.74	77.10	79.91	75.90	80.81	81.12	78.32	84.39	74.25	75.58	76.14	74.40	56.35	44.44	88.31	79.10	60.84	63.17	76.85	71.58	70.58	70.91	69.58	68.66

薬剤師養成数

(参考) 薬剤師の需給推計

- 薬剤師の総数としては、概ね今後10年間は、需要と供給は同程度で推移するが、将来的には、需要が業務充実により増加すると仮定したとしても、供給が需要を上回り、薬剤師が過剰になる。薬剤師業務の充実と資質向上に向けた取組が行われない場合は需要が減少し、供給との差が一層広がることになると考えられる。
- 本需給推計は、変動要因の推移をもとに仮定条件において推計したものであり、現時点では地域偏在等により、特に病院を中心として薬剤師が充足しておらず、不足感が生じている。
- 今後も継続的に需給推計を行い、地域偏在等への課題への対応も含めた検討に活用すべき。

■ 薬剤師の需給推計 (全国総数) ※推計期間 令和2年 (2020年) ~令和27年 (2045年)



<供給推計>

- ・ 機械的な推計 (●): 現在の薬剤師数の将来推計、及び今後新たに薬剤師となる人数の推計 (国家試験合格者数が今後も近年と同程度に維持されると仮定) をもとに供給総数を推定 (推定年における年齢別死亡率も考慮)
- ・ 人口減少を考慮した推計 (○): 今後の大学進学予定者数の減少予測を踏まえ、国家試験合格者が同程度の割合で減少すると仮定して供給総数を推計

<需要推計>

- ・ 機械的な推計 (▲): 薬局業務 (処方箋あたりの業務量)、医療機関業務 (病床 / 外来患者の院内処方あたり業務量) 及びその他の施設に従事する薬剤師の業務が、現在と同程度で推移する前提で推計
- ・ 変動要因を考慮した推計 (△): 薬局業務と医療機関業務が充実すると仮定した場合の推計

薬剤師就職状況

- 薬学教育協議会調査（2023年3月末）

6年生学科卒業学生を対象（9,629人 就職者7,932人82.4%）

保険薬局：28.6% ドラッグストア：19.1%

私立大学附属・一般病院・一般診療所

：14.7%

国立大学附属・独立行政法人

：3.2%

公立大学附属・自治体病院・自治体診療所

：2.8%

薬剤師の偏在

- ・ 将来的には薬剤師は過剰になる
- ・ 一方で薬剤師の従事先には業態の偏在や地域偏在があり、特に病院薬剤師の確保は喫緊の課題

(薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会)

薬剤師の偏在

薬剤師偏在指標の算定式

1. 病院薬剤師偏在指標の算定式

$$\text{病院薬剤師偏在指標} = \frac{\text{調整薬剤師労働時間（病院）（※病院分子）}}{\text{薬剤師（病院）の推計業務量（※病院分母）}}$$

2. 薬局薬剤師偏在指標の算定式

$$\text{薬局薬剤師偏在指標} = \frac{\text{調整薬剤師労働時間（薬局）（※薬局分子）}}{\text{薬剤師（薬局）の推計業務量（※薬局分母）}}$$

※薬剤師偏在指標は、都道府県・二次医療圏などの地域毎に算出するものであり、分子、分母はともに当該地域のデータから算定される結果を用いる
・分子、分母の単位は「時間」

薬剤師の偏在

現在の人口比率を用いた偏在指標（現在の医療需要を反映）

病院薬剤師偏在指標

全都道府県ベースの偏在指標	全都道府県の調整薬剤師労働時間の合計値	全都道府県の推計業務量の合計値
0.80	7467804.8	9338997.6

薬局薬剤師偏在指標

全都道府県ベースの偏在指標	全都道府県の調整薬剤師労働時間の合計値	全都道府県の推計業務量の合計値
1.08	23535351.0	21877590.9

地域別薬剤師偏在指標

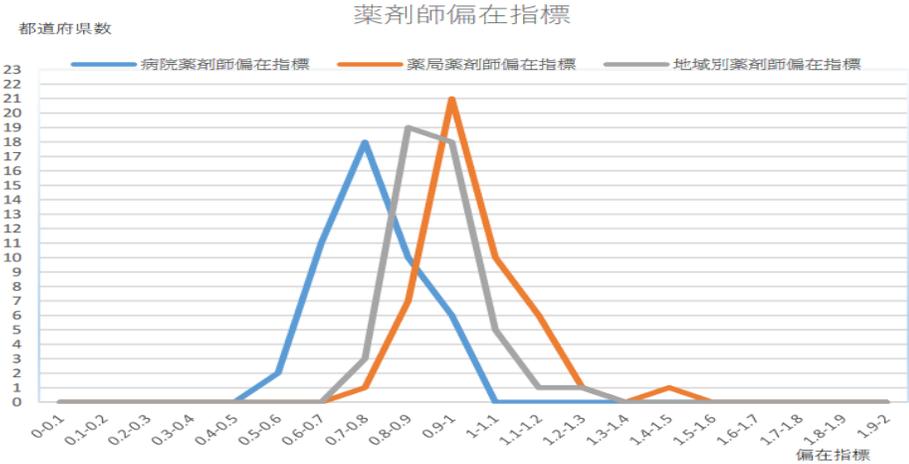
全都道府県ベースの偏在指標	全都道府県の調整薬剤師労働時間の合計値	全都道府県の推計業務量の合計値
0.99	31003155.8	31216588.5

都道府県コード	都道府県名	病院薬剤師偏在指標	調整薬剤師労働時間	薬剤師の推計業務量
26	東京都	0.95	182012.4	192289.4
36	徳島県	0.94	67793.5	71879.9
13	東京都	0.94	821311.7	872887.8
40	福岡県	0.93	366454.8	394047.5
27	大阪府	0.92	582116.0	629835.9
47	沖縄県	0.91	85054.5	93385.6
28	兵庫県	0.89	356617.5	399776.3
17	石川県	0.87	79155.2	90476.4
29	奈良県	0.86	84889.2	98895.3
1	北海道	0.86	385641.5	450441.5
43	熊本県	0.85	132931.0	156144.3
33	岡山県	0.85	131070.1	154512.8
39	高知県	0.82	60930.2	74592.0
25	滋賀県	0.81	72606.0	89188.6
34	広島県	0.81	182419.9	225150.0
14	神奈川県	0.80	452421.9	565363.5
30	和歌山県	0.80	63748.9	79754.4
12	千葉県	0.79	338566.1	431083.9
37	香川県	0.78	62886.3	80690.3
35	山口県	0.77	94346.3	122216.5
4	宮城県	0.76	127616.6	167981.4
11	埼玉県	0.76	355161.3	469032.4
23	愛知県	0.76	371388.3	490500.5
18	福井県	0.76	47740.8	63158.5
42	長崎県	0.75	88730.2	118559.6
16	富山県	0.75	67809.8	90608.6
46	鹿児島県	0.74	114479.4	153898.4
38	愛媛県	0.74	87864.4	118868.8
10	群馬県	0.74	112551.6	152555.7
20	長野県	0.73	123097.8	167492.7
31	鳥取県	0.73	36127.5	49225.6
44	大分県	0.73	77215.9	105763.1
19	山梨県	0.72	45914.6	64028.5
32	島根県	0.70	40168.6	57096.0
9	栃木県	0.69	100874.4	145189.0
21	岐阜県	0.69	98108.2	141830.3
41	佐賀県	0.69	50439.6	73059.7
15	新潟県	0.67	120752.2	179714.2
8	茨城県	0.67	142398.2	213164.7
22	静岡県	0.66	179019.8	269715.9
7	福島県	0.65	96778.6	148826.3
45	宮崎県	0.65	64809.7	99888.5
3	岩手県	0.65	68114.1	105375.2
24	三重県	0.63	82580.9	131173.1
6	山形県	0.60	55738.7	92474.0
5	秋田県	0.56	49455.9	88732.8
2	青森県	0.55	59804.8	108472.2

都道府県コード	都道府県名	薬局薬剤師偏在指標	調整薬剤師労働時間	薬剤師の推計業務量
13	東京都	1.42	3124766.9	2200768.2
14	神奈川県	1.25	1871356.8	1502254.6
34	広島県	1.19	591484.2	498667.7
28	兵庫県	1.19	1143149.0	963972.3
40	福岡県	1.17	1034782.4	881674.4
4	宮城県	1.16	459394.4	395568.7
27	大阪府	1.12	1687268.6	1502736.8
41	佐賀県	1.10	164380.9	149234.4
37	香川県	1.09	194886.1	178033.3
11	埼玉県	1.08	1308558.7	1209829.6
12	千葉県	1.07	1120861.3	1044579.3
35	山口県	1.04	272159.7	261327.0
9	栃木県	1.04	348688.0	336661.1
25	滋賀県	1.03	240643.1	233998.0
36	徳島県	1.03	142025.8	138515.6
22	静岡県	1.01	664016.8	654856.1
1	北海道	1.01	954723.1	948797.8
19	山梨県	1.01	151096.1	150309.0
23	愛知県	1.00	1229135.8	1232028.2
8	茨城県	0.99	500430.7	502956.2
31	鳥取県	0.97	99959.9	102777.4
33	岡山県	0.97	325189.8	334638.1
3	岩手県	0.97	224987.6	232780.3
5	秋田県	0.96	189172.0	196216.9
17	石川県	0.96	191308.4	199831.2
7	福島県	0.95	323414.2	339757.5
26	東京都	0.95	418620.4	440930.8
20	長野県	0.95	360887.4	380460.2
15	新潟県	0.94	391732.7	414873.0
42	長崎県	0.93	235572.9	252169.9
43	熊本県	0.93	298183.8	320770.8
39	高知県	0.93	127675.5	137365.2
32	島根県	0.93	119381.6	128912.7
38	愛媛県	0.92	231967.5	251431.3
29	奈良県	0.92	220878.6	239956.3
10	群馬県	0.92	315961.4	345134.3
21	岐阜県	0.91	328374.3	359862.9
6	山形県	0.91	187668.5	205895.6
45	宮崎県	0.91	182983.5	202054.0
47	沖縄県	0.90	203596.2	226421.7
24	三重県	0.90	285430.8	318757.7
2	青森県	0.88	210915.6	238365.8
44	大分県	0.87	185678.6	212401.4
30	和歌山県	0.87	155419.8	178032.7
46	鹿児島県	0.86	258307.2	301921.2
16	富山県	0.82	157867.0	192150.3
18	福井県	0.73	100407.3	136953.4

都道府県コード	都道府県名	地域別薬剤師偏在指標	調整薬剤師労働時間	薬剤師の推計業務量
13	東京都	1.28	3946078.6	3073656.0
14	神奈川県	1.12	2323778.6	2067618.1
28	兵庫県	1.10	1499766.4	1363748.6
40	福岡県	1.10	1401237.2	1275721.9
34	広島県	1.07	773904.1	723817.7
27	大阪府	1.06	2269384.6	2132572.7
4	宮城県	1.04	587011.0	563550.1
36	徳島県	1.00	209819.3	210395.5
37	香川県	1.00	257772.4	258723.6
11	埼玉県	0.99	1663720.0	1678862.0
12	千葉県	0.99	1459427.5	1475663.2
25	滋賀県	0.97	313249.1	323186.6
41	佐賀県	0.97	214820.5	222294.1
1	北海道	0.96	1340364.6	1399239.3
35	山口県	0.96	366596.0	383543.5
26	東京都	0.95	600632.9	633220.2
9	栃木県	0.93	449562.4	481850.1
33	岡山県	0.93	456259.9	489150.8
17	石川県	0.93	270463.6	290307.6
23	愛知県	0.93	1600524.1	1722528.7
19	山梨県	0.92	197010.7	214337.5
22	静岡県	0.91	843036.6	924572.1
43	熊本県	0.90	431114.8	476915.1
47	沖縄県	0.90	288650.7	319807.3
29	奈良県	0.90	305767.8	338851.5
8	茨城県	0.90	642828.9	716120.9
31	鳥取県	0.90	136087.4	152003.0
39	高知県	0.89	188605.8	211957.2
20	長野県	0.88	483985.2	547952.9
42	長崎県	0.87	324303.2	370729.5
3	岩手県	0.87	293101.7	338155.5
38	愛媛県	0.86	319831.9	370300.2
15	新潟県	0.86	512485.0	594587.2
10	群馬県	0.86	428513.0	497690.0
7	福島県	0.86	420192.8	488583.8
32	島根県	0.86	159550.1	186008.7
30	和歌山県	0.85	219168.7	257787.1
21	岐阜県	0.85	426482.5	501693.2
5	秋田県	0.84	238627.9	284949.7
44	大分県	0.83	262894.5	318164.4
45	宮崎県	0.82	247793.2	301942.4
24	三重県	0.82	368011.7	449930.8
46	鹿児島県	0.82	372786.7	455819.6
6	山形県	0.82	243407.2	298369.5
16	富山県	0.80	225676.8	282758.9
2	青森県	0.78	270720.4	346838.0
18	福井県	0.74	148148.1	200111.9

偏在指標の全国値は、病院0.80 < 薬局1.08



薬剤師の偏在

偏在指標の現在と将来推計（将来の医療需要を反映）の比較

地域別薬剤師偏在指標（現在）

全都道府県ベースの偏在指標	全都道府県の調整薬剤師労働時間の合計値	全都道府県の推計業務量の合計値
0.99	31003155.8	31216588.5

地域別薬剤師偏在指標（将来）

全都道府県ベースの偏在指標	全都道府県の調整薬剤師労働時間の合計値	全都道府県の推計業務量の合計値
1.09	35653629.2	32674682.5

都道府県コード	都道府県名	地域別薬剤師偏在指標	調整薬剤師労働時間	薬剤師の推計業務量
13	東京都	1.28	3946078.6	3073656.0
14	神奈川県	1.12	2323778.6	2067618.1
28	兵庫県	1.10	1499766.4	1363748.6
40	福岡県	1.10	1401237.2	1275721.9
34	広島県	1.07	773904.1	723817.7
27	大阪府	1.06	2269384.6	2132572.7
4	富城県	1.04	587011.0	563550.1
36	徳島県	1.00	209819.3	210395.5
37	香川県	1.00	257772.4	258723.6
11	埼玉県	0.99	1663720.0	1678862.0
12	千葉県	0.99	1459427.5	1475663.2
29	滋賀県	0.97	313249.1	323186.6
41	佐賀県	0.97	214820.5	222294.1
1	北海道	0.96	1340364.6	1399239.3
35	山口県	0.96	366596.0	383543.5
26	京都府	0.95	600632.9	633220.2
9	栃木県	0.93	449562.4	481850.1
33	岡山県	0.93	456259.9	489150.8
17	石川県	0.93	270463.6	290307.6
23	愛知県	0.93	1600524.1	1722528.7
19	山梨県	0.92	197010.7	214337.5
22	静岡県	0.91	843036.6	924572.1
43	熊本県	0.90	431114.8	476915.1
47	沖縄県	0.90	288650.7	319807.3
29	奈良県	0.90	305767.8	338851.5
8	茨城県	0.90	642828.9	716120.9
31	鳥取県	0.90	136087.4	152003.0
39	高知県	0.89	188605.8	211957.2
20	長野県	0.88	483985.2	547952.9
42	長崎県	0.87	324303.2	370729.5
3	岩手県	0.87	293101.7	338155.5
38	愛媛県	0.86	319831.9	370300.2
15	新潟県	0.86	512485.0	594587.2
10	群馬県	0.86	428513.0	497690.0
7	福島県	0.86	420192.8	488583.8
32	島根県	0.86	159550.1	186008.7
30	和歌山県	0.85	219168.7	257787.1
21	岐阜県	0.85	426482.5	501693.2
5	秋田県	0.84	238627.9	284949.7
44	大分県	0.83	262894.5	318164.4
45	宮崎県	0.82	247793.2	301942.4
24	三重県	0.82	368011.7	449930.8
46	鹿児島県	0.82	372786.7	455819.6
6	山形県	0.82	243407.2	298369.5
16	富山県	0.80	225676.8	282758.9
2	青森県	0.78	270720.4	346838.0
18	福井県	0.74	148148.1	200111.9

都道府県コード	都道府県名	地域別薬剤師偏在指標	調整薬剤師労働時間	薬剤師の推計業務量
13	東京都	1.28	4537990.4	3539615.9
36	徳島県	1.21	241292.2	199076.0
28	兵庫県	1.21	1724731.4	1424341.2
34	広島県	1.18	889989.7	751312.1
27	大阪府	1.17	2609792.3	2230526.3
35	山口県	1.17	421585.4	361059.5
37	香川県	1.16	296438.3	255386.6
14	神奈川県	1.16	2672345.4	2308520.9
40	福岡県	1.16	1611422.8	1395108.6
4	富城県	1.12	675062.6	602510.2
39	高知県	1.12	216896.6	193635.3
41	佐賀県	1.10	247043.5	225114.4
5	秋田県	1.10	274422.1	250561.6
1	北海道	1.09	1541419.3	1413150.6
19	山梨県	1.08	226562.3	210583.6
30	和歌山県	1.06	252044.0	237119.6
29	奈良県	1.06	351632.9	332157.5
33	岡山県	1.05	524698.9	498109.8
42	長崎県	1.05	372948.7	354506.3
3	岩手県	1.05	337067.0	320803.8
12	千葉県	1.05	1678341.6	1605218.0
26	京都府	1.04	690727.8	662587.9
32	島根県	1.04	183482.6	176014.7
9	栃木県	1.04	516996.8	497291.3
31	鳥取県	1.04	156500.5	150554.9
38	愛媛県	1.04	367806.7	353970.8
17	石川県	1.04	311033.1	299748.0
43	熊本県	1.04	495782.0	478570.9
20	長野県	1.03	556582.9	538452.9
22	静岡県	1.03	969492.1	940734.0
11	埼玉県	1.03	1913278.0	1858221.7
15	新潟県	1.02	589357.7	580024.7
25	滋賀県	1.01	360236.5	354976.4
7	福島県	1.01	483221.7	476201.0
8	茨城県	1.01	739253.2	734897.2
6	山形県	1.00	279918.2	281256.1
21	岐阜県	0.99	490454.8	494206.2
46	鹿児島県	0.98	428704.7	439338.7
44	大分県	0.97	302328.7	310548.6
10	群馬県	0.97	492789.9	507840.1
45	宮崎県	0.97	284962.1	294379.2
2	青森県	0.97	311328.4	321805.6
23	愛知県	0.96	1840602.8	1910565.5
24	三重県	0.94	423213.4	448798.4
16	富山県	0.94	259528.3	276600.7
47	沖縄県	0.87	331948.3	379502.8
18	福井県	0.86	170370.3	199176.5

- 2036年時点の「標準化薬剤師数」及び「地域の性・年齢階級別人口を用いて算出した推計業務量」を用いて、将来における偏在指標を算出した場合、**人口構成の変化等により、順位が大きく変動**する。
- すなわち、現在は薬剤師多数都道府県であっても、高齢化による医療需要の増加等により、将来は薬剤師少数都道府県になることが考えられる。また、その逆もあり得る。
- したがって、**薬剤師確保対策の実施に当たっては、将来を見据えて短期的・長期的な施策を実施する必要がある。**

薬剤師の偏在

- 広島県の状況

図表 5-23 医療施設・薬局従事薬剤師数

区 分	医療施設・薬局に従事する人口 10 万人対薬剤師数			
	平成 26 (2014) 年	平成 28 (2016) 年	平成 30 (2018) 年	令和 2 (2020) 年
広島県 (都道府県順位)	193.8 人 (4 位)	203.9 人 (4 位)	213.1 人 (4 位)	221.2 人 (4 位)
全国平均	170.0 人	181.3 人	190.1 人	198.6 人

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

図表 5-24 薬剤師偏在指標

区 分	薬剤師偏在指標	
	病院薬剤師	薬局薬剤師
広島県 (都道府県順位)	0.81 (15 位)	1.19 (3 位)
全国平均	0.80	1.08

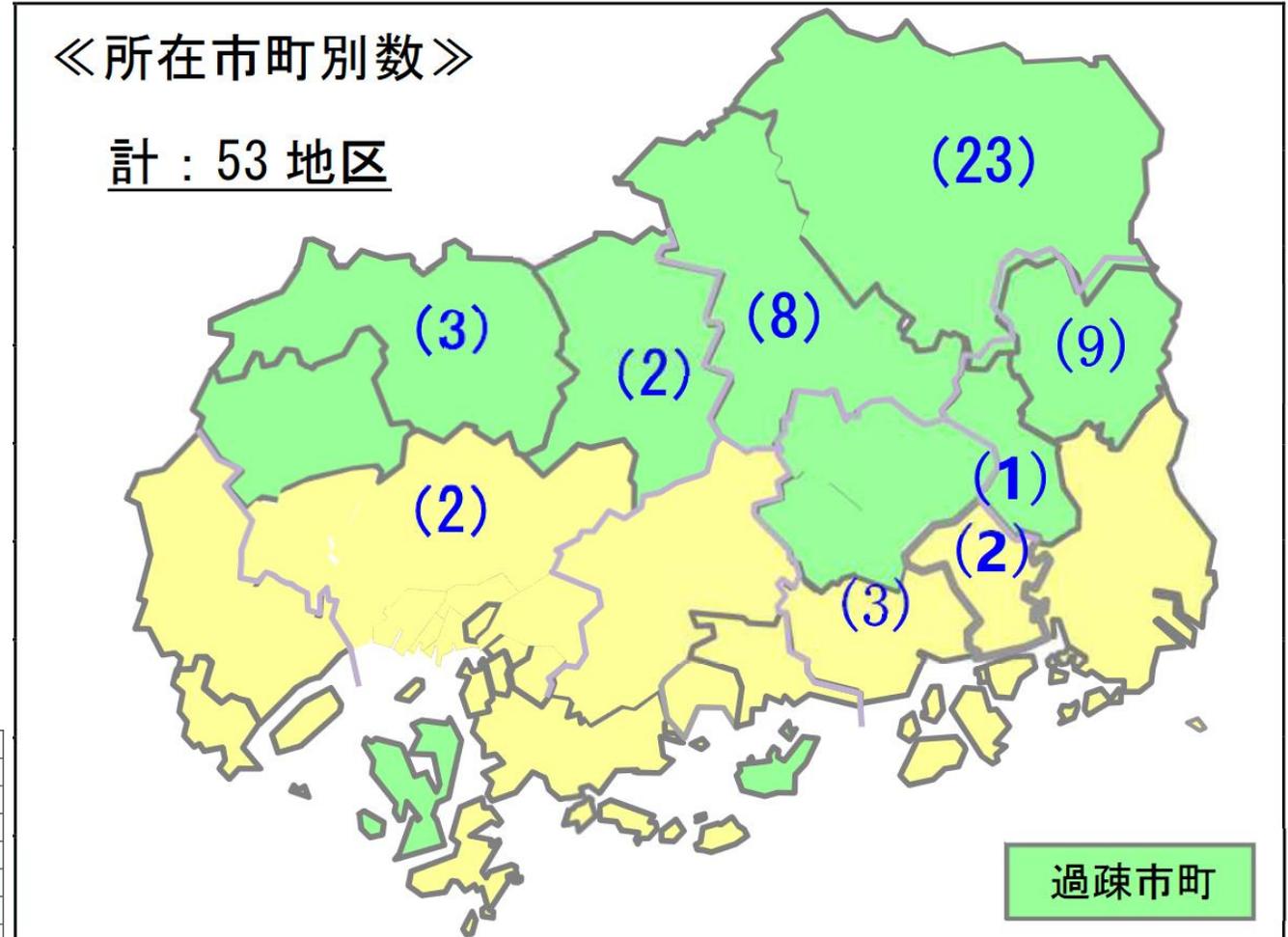
出典：令和 5 (2023) 年 6 月 9 日付け厚生労働省事務連絡「薬剤師偏在指標等について」

薬剤師の偏在

・ 広島県の状況

図表 5-25 病院薬剤師の確保が困難な県内地域

二次保健医療圏	市町	日常生活圏域	病院薬剤師偏在指標(県算出)	欠員を補填するため採用活動を行っても確保が困難な病院薬剤師数	
				令和5(2023)年時点の不足数	令和6(2024)年以降の不足見込数(左記人数を除く)
広島	広島市	仁保・楠那	0.56		2人
		安佐・安佐南	0.59		1人
		城山北・城南	0.69		4人
		口田	0.36		1人
		瀬野川・船越	0.57	1人	1人
		五月が丘・美鈴が丘・三和	0.45		1人
		城山・五日市観音	0.69	1人	
	安芸太田町	加計	0.58	1人	
	北広島町	千代田	0.53	1人	
広島西	廿日市市	大野	0.41		3人
		廿日市東部	0.38	1人	2人
呉	呉市	安芸灘	0.35		2人
		宮原・警固屋	0.42	1人	
		昭和	0.71	1人	
	江田島市	江田島町	0.38	1人	3人
		能美町	0.62		4人
広島中央	竹原市	竹原	0.64	1人	1人
	東広島市	黒瀬	0.32		1人
		西条南	0.49		1人
尾三	尾道市	西部地区	0.56		2人
	世羅町	世羅町	0.54	2人	
福山・府中	福山市	西部	0.34	2人	8人
		中央4	0.34	1人	4人
		南部1	0.40		1人
	府中市	南部	0.56		2人
		北部	0.57		2人
備北	三次市	西部	0.62		14人
	庄原市	東城	0.64		2人
合計				14人	62人



偏在対策（第8次医療計画）

医療計画について

- 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。
- 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。その後、平成30年の医療法改正により、「医師確保計画」及び「外来医療計画」が位置付けられることとなった。

計画期間

- 6年間（現行の第7次医療計画の期間は2018年度～2023年度。第8次医療計画の期間は2024年度～2029年度。中間年で必要な見直しを実施。）

記載事項(主なもの)

○ 医療圏の設定、基準病床数の算定

- ・ 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。

二次医療圏

335医療圏（令和3年10月現在）

【医療圏設定の考え方】

一般の入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮。

- ・ 地理的条件等の自然的条件
- ・ 日常生活の需要の充足状況
- ・ 交通事情 等

三次医療圏

52医療圏（令和3年10月現在）

※都道府県ごとに1つ（北海道のみ6医療圏）

【医療圏設定の考え方】

特殊な医療を提供する単位として設定。ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の区域を設定し、また、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県にわたる区域を設定することができる。

- ・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入/流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

○ 地域医療構想

- ・ 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量等を推計。

○ 5疾病・6事業(※)及び在宅医療に関する事項

※ 5疾病…5つの疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）。

6事業…6つの事業（救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。））。

- ・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う（PDCAサイクルの推進）。

○ 医師の確保に関する事項

- ・ 三次・二次医療圏ごとに医師確保の方針、目標医師数、具体的な施策等を定めた「医師確保計画」の策定（3年ごとに計画を見直し）
- ・ 産科、小児科については、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、個別に策定

○ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

- ・ 外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設置、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」の策定

偏在対策（第8次医療計画）

第8次医療計画のポイント②

地域医療構想について

- これまでの基本的な枠組み（病床の必要量の推計・考え方など）を維持しつつ、毎年度、対応方針の策定率を目標としたPDCAサイクル通じて地域医療構想を推進することとし、策定率と地域医療構想調整会議における資料や議事録など協議の実施状況について公表を行う等、着実に取組を推進。
※2025年以降の地域医療構想の取組のあり方については、2023～2024年度にかけて、中長期的課題について整理し、検討予定。

外来医療について

- 外来機能報告により得られたデータを活用し、紹介受診重点医療機関となる医療機関を明確化するとともに、地域の外来医療の提供状況について把握し、今後の地域の人口動態・外来患者推計等も踏まえ外来医療提供体制のあり方について検討を行う。

医療従事者の確保について

- 2024年4月に医師の時間外・休日労働の上限規制が施行されることを踏まえ、医療機関における医師の働き方改革に関する取組の推進、地域医療構想に関する取組と連動させ、医師確保の取組を推進。
- 医師確保計画の策定において基礎となる、医師偏在指標について精緻化等を実施。
- 地域医療介護総合確保基金を積極的に活用し、病院と歯科診療所の連携、歯科専門職の確保、薬剤師（特に病院）の確保を進める。
- 特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の養成と確保を推進する。

医療の安全の確保等について

- 医療事故調査制度運用の要である病院等の管理者の理解をより深めるため、研修の受講を推進する。
- 相談対応の質の向上を図る観点から、医療安全支援センターの相談職員の研修の受講を推進する。

その他の事項

- 地域医療支援病院について、医療計画の見直しの際に必要な応じて責務の追加・見直しを検討するとともに、整備目標を定める際には医療計画における新興感染症への対応に関する事項との連携にも留意する。
- 医療計画の内容のうち、必要な情報についてはわかりやすい形で周知を行い、住民の理解・協力を得られるよう努める。

偏在対策（第8次医療計画）

令和5年3月29日	第13回薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会	資料1-2-1
-----------	--------------------------	---------

薬剤師確保計画ガイドライン（概要）

偏在対策（第8次医療計画）

1. 薬剤師確保計画策定の必要性と方向性

必要性

- 少子高齢化のさらなる進行や、今後人口減少地域が増大することが予測される中で、人口構造の変化や地域の実情に応じた医薬品提供体制を確保することが求められている。一方で、令和3年6月に公表された「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ」では、薬剤師の従事先には地域偏在や業態偏在があり、特に病院薬剤師の確保が喫緊の課題であることが指摘されており、偏在の解消に向けた薬剤師確保の取組が重要である。
- 「第8次医療計画等に関する検討会」においても薬剤師確保の取組の必要性が指摘され、医療計画作成指針において、医療従事者の確保等の記載事項として、地域の実情に応じた薬剤師確保策の実施等が新たに規定される予定。都道府県においては、今後、当該指針に基づき、薬剤師確保に係る計画を策定することが求められる。

方向性

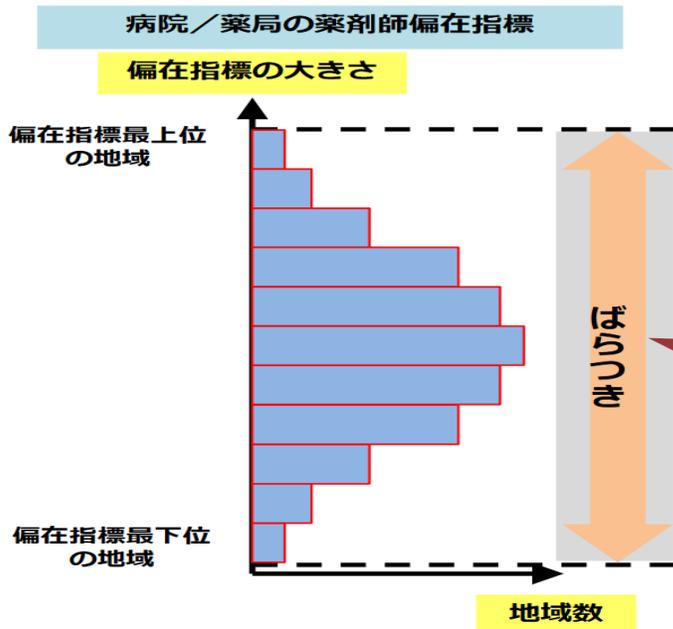
- 薬剤師の偏在は、都道府県内に加え都道府県間でも生じていることから、全国的な偏在の状況を統一的、客観的に捉えた上で、地域の実情に応じた確保策を講じることが効率的、効果的と考えられる。
- これまで、地域ごとの薬剤師数の比較には人口10万人対薬剤師数が一般的に用いられてきたが、これは地域住民の薬剤師業務に係る医療需要に対する薬剤師数の多寡を統一的・客観的に把握するための指標として必ずしも十分とは言えないことから、今後は新たに算定した薬剤師偏在指標を踏まえ薬剤師少数区域・薬剤師多数区域等を設定することにより、少数区域等において集中的な対応策の検討が可能となる。
- 3年ごとに薬剤師確保計画の実施・達成を積み重ね、その結果、2036年までに薬剤師偏在是正を達成することを薬剤師確保計画の長期的な目標とし、都道府県は、本ガイドラインで示す薬剤師確保計画の考え方や構造を参考に、地域の実情に応じた実効性のある計画を策定する。

偏在対策（第8次医療計画）

偏在指標の活用による従事先の地域偏在・業態偏在の解消の方向性①

地域偏在解消の方向性（イメージ）

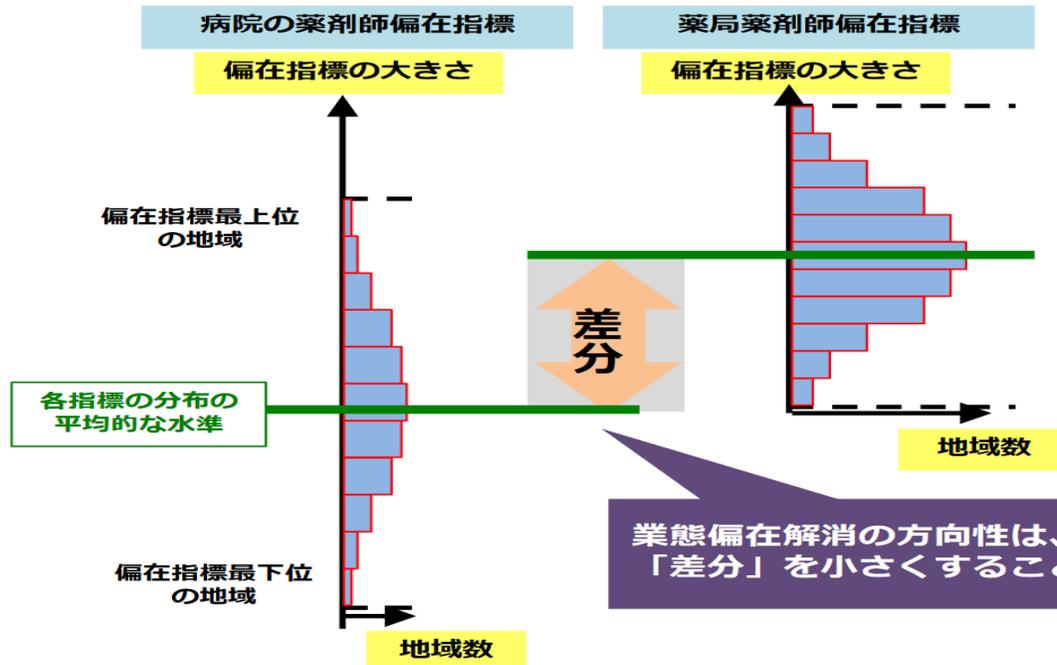
- 薬剤師偏在指標の地域（都道府県・二次医療圏）ごとの全国的な状況を、下図のように1つの分布として捉えると、**地域偏在が大きい状態とは、各地域の偏在指標のばらつきが大きい状態**という捉え方ができる。
- **地域偏在解消の方向性は、この「ばらつき」を小さくすること**である。



地域偏在解消の方向性は、「ばらつき」を小さくすること

業態偏在解消の方向性（イメージ）

- **業態偏在が大きい状態とは、病院・薬局のそれぞれの薬剤師偏在指標の分布間の差分が大きい状態**であるという捉え方ができる。
- **業態偏在解消の方向性は、この「差分」を小さくすること**である。



業態偏在解消の方向性は、「差分」を小さくすること

偏在対策（第8次医療計画）

2. 薬剤師確保計画策定のスケジュール

目標年次の設定

- 現時点の地域偏在・業態偏在の状況を鑑みると、**長期的な視点で偏在解消に取り組んでいく必要がある。**
- **医療計画の1計画期間が6年間であることとの整合を考慮**
- 上記を踏まえ、医療計画の2計画期間の「12年間」を、薬剤師の偏在是正を達成するまでの期間とし、2024年度から**薬剤師確保計画に基づく薬剤師偏在対策を開始する前提のもと、薬剤師確保計画の目標年次を2036年**とする。
- なお、医師においても2036年までに医師偏在是正を達成することを医師確保計画の長期的な目標としている。

計画期間

- 医療計画の1計画期間が6年間とされているが、薬剤師の偏在状況の変化を踏まえ計画の見直しを行う機会を設ける観点から、**薬剤師確保計画の計画期間は、原則3年間**とする。

薬剤師確保計画策定のスケジュール

- 2024年度から始まる第8次医療計画における薬剤師確保計画の策定スケジュールのイメージは次のとおりである。

時期	実施事項
2023年度	・ 都道府県が第8次（前期）医療計画における薬剤師確保計画を策定・公表
2024年度	・ 都道府県は第8次（前期）医療計画における薬剤師確保計画に基づく薬剤師偏在対策を開始

偏在対策（第8次医療計画）

3. 薬剤師偏在状況を示す区域の設定③

薬剤師多数都道府県

都道府県コード	病院・薬局	都道府県名	薬剤師偏在指標	調整薬剤師労働時間	薬剤師の推計業務量
都道府県別					
13	薬局	東京都	1.42	3124766.9	2200768.2
14	薬局	神奈川県	1.25	1871356.8	1502254.6
34	薬局	広島県	1.19	591484.2	498667.7
28	薬局	兵庫県	1.19	1143149.0	963972.3
40	薬局	福岡県	1.17	1034782.4	881674.4
4	薬局	宮城県	1.16	459394.4	395568.7
27	薬局	大阪府	1.12	1687268.6	1502736.8
41	薬局	佐賀県	1.10	164380.9	149234.4
37	薬局	香川県	1.09	194886.1	178033.3
11	薬局	埼玉県	1.08	1308558.7	1209829.6
12	薬局	千葉県	1.07	1120861.3	1044579.3
35	薬局	山口県	1.04	272159.7	261327.0
9	薬局	栃木県	1.04	348688.0	336661.1
25	薬局	滋賀県	1.03	240643.1	233998.0
36	薬局	徳島県	1.03	142025.8	138515.6
22	薬局	静岡県	1.01	664016.8	654856.1
1	薬局	北海道	1.01	954723.1	948797.8
19	薬局	山梨県	1.01	151096.1	150309.0

薬剤師少数でも多数でもない都道府県

都道府県コード	病院・薬局	都道府県名	薬剤師偏在指標	調整薬剤師労働時間	薬剤師の推計業務量
都道府県別					
23	薬局	愛知県	1.00	1229135.8	1232028.2
8	薬局	茨城県	0.99	500430.7	502956.2
31	薬局	鳥取県	0.97	99959.9	102777.4
33	薬局	岡山県	0.97	325189.8	334638.1
3	薬局	岩手県	0.97	224987.6	232780.3
5	薬局	秋田県	0.96	189172.0	196216.9
17	薬局	石川県	0.96	191308.4	199831.2
7	薬局	福島県	0.95	323414.2	339757.5
26	薬局	京都府	0.95	418620.4	440930.8
20	薬局	長野県	0.95	360887.4	380460.2
26	病院	京都府	0.95	182012.4	192289.4
15	薬局	新潟県	0.94	391732.7	414873.0
36	病院	徳島県	0.94	67793.5	71879.9
13	病院	東京都	0.94	821311.7	872887.8
42	薬局	長崎県	0.93	235572.9	252169.9
40	病院	福岡県	0.93	366454.8	394047.5
43	薬局	熊本県	0.93	298183.8	320770.8
39	薬局	高知県	0.93	127675.5	137365.2
32	薬局	島根県	0.93	119381.6	128912.7
27	病院	大阪府	0.92	582116.0	629835.9
38	薬局	愛媛県	0.92	231967.5	251431.3
29	薬局	奈良県	0.92	220878.6	239956.3
10	薬局	群馬県	0.92	315961.4	345134.3
21	薬局	岐阜県	0.91	328374.3	359862.9
6	薬局	山形県	0.91	187668.5	205895.6
47	病院	沖縄県	0.91	85054.5	93385.6
45	薬局	宮崎県	0.91	182983.5	202054.0
47	薬局	沖縄県	0.90	203596.2	226421.7
24	薬局	三重県	0.90	285430.8	318757.7
28	病院	兵庫県	0.89	356617.5	399776.3
2	薬局	青森県	0.88	210915.6	238365.8
17	病院	石川県	0.87	79155.2	90476.4
44	薬局	大分県	0.87	185678.6	212401.4
30	薬局	和歌山県	0.87	155419.8	178032.7
29	病院	奈良県	0.86	84889.2	98895.3
1	病院	北海道	0.86	385641.5	450441.5
46	薬局	鹿児島県	0.86	258307.2	301921.2
43	病院	熊本県	0.85	132931.0	156144.3

薬剤師少数都道府県

都道府県コード	病院・薬局	都道府県名	薬剤師偏在指標	調整薬剤師労働時間	薬剤師の推計業務量
都道府県別					
33	病院	岡山県	0.85	131070.1	154512.8
16	薬局	富山県	0.82	157867.0	192150.3
39	病院	高知県	0.82	60930.2	74592.0
25	病院	滋賀県	0.81	72606.0	89188.6
34	病院	広島県	0.81	182419.9	225150.0
14	病院	神奈川県	0.80	452421.9	565363.5
30	病院	和歌山県	0.80	63748.9	79754.4
12	病院	千葉県	0.79	338566.1	431083.9
37	病院	香川県	0.78	62886.3	80690.3
35	病院	山口県	0.77	94436.3	122216.5
4	病院	宮城県	0.76	127616.6	167981.4
11	病院	埼玉県	0.76	355161.3	469032.4
23	病院	愛知県	0.76	371388.3	490500.5
18	病院	福井県	0.76	47740.8	63158.5
42	病院	長崎県	0.75	88730.2	118559.6
16	病院	富山県	0.75	67809.8	90608.6
46	病院	鹿児島県	0.74	114479.4	153898.4
38	病院	愛媛県	0.74	87864.4	118868.8
10	病院	群馬県	0.74	112551.6	152555.7
20	病院	長野県	0.73	123097.8	167492.7
31	病院	鳥取県	0.73	36127.5	49225.6
18	薬局	福井県	0.73	100407.3	136953.4
44	病院	大分県	0.73	77215.9	105763.1
19	病院	山梨県	0.72	45914.6	64028.5
32	病院	島根県	0.70	40168.6	57096.0
9	病院	栃木県	0.69	100874.4	145189.0
21	病院	岐阜県	0.69	98108.2	141830.3
41	病院	佐賀県	0.69	50439.6	73059.7
15	病院	新潟県	0.67	120752.2	179714.2
8	病院	茨城県	0.67	142398.2	213164.7
22	病院	静岡県	0.66	179019.8	269715.9
7	病院	福島県	0.65	96778.6	148826.3
45	病院	宮崎県	0.65	64809.7	99888.5
3	病院	岩手県	0.65	68114.1	105375.2
24	病院	三重県	0.63	82580.9	131173.1
6	病院	山形県	0.60	55738.7	92474.0
5	病院	秋田県	0.56	49455.9	88732.8
2	病院	青森県	0.55	59804.8	108472.2

目標偏在指標
「1.0」

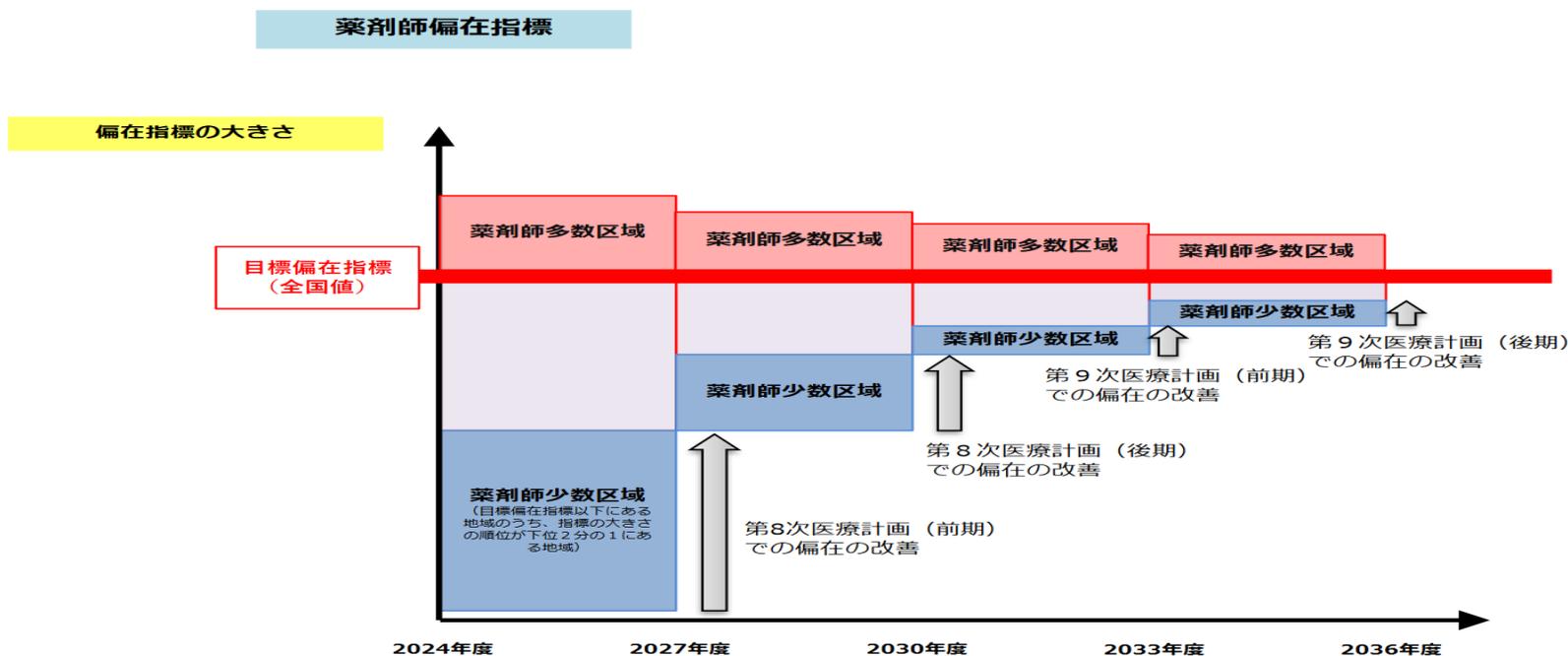
都道府県	薬剤師偏在指標	調整薬剤師労働時間	薬剤師の推計業務量
東京都	1.42	3124766.9	2200768.2
神奈川県	1.25	1871356.8	1502254.6
広島県	1.19	591484.2	498667.7
兵庫県	1.19	1143149.0	963972.3
福岡県	1.17	1034782.4	881674.4
宮城県	1.16	459394.4	395568.7
大阪府	1.12	1687268.6	1502736.8
佐賀県	1.10	164380.9	149234.4
香川県	1.09	194886.1	178033.3
埼玉県	1.08	1308558.7	1209829.6
千葉県	1.07	1120861.3	1044579.3
山口県	1.04	272159.7	261327.0
栃木県	1.04	348688.0	336661.1
滋賀県	1.03	240643.1	233998.0
徳島県	1.03	142025.8	138515.6
静岡県	1.01	664016.8	654856.1
北海道	1.01	954723.1	948797.8
山梨県	1.01	151096.1	150309.0
愛知県	1.00	1229135.8	1232028.2
茨城県	0.99	500430.7	502956.2
鳥取県	0.97	99959.9	102777.4
岡山県	0.97	325189.8	334638.1
岩手県	0.97	224987.6	232780.3
秋田県	0.96	189172.0	196216.9
石川県	0.96	191308.4	199831.2
福島県	0.95	323414.2	339757.5
京都府	0.95	418620.4	440930.8
長野県	0.95	360887.4	380460.2
京都府	0.95	182012.4	192289.4
新潟県	0.94	391732.7	414873.0
徳島県	0.94	67793.5	71879.9
東京都	0.94	821311.7	872887.8
長崎県	0.93	235572.9	252169.9
福岡県	0.93	366454.8	394047.5
熊本県	0.93	298183.8	320770.8
高知県	0.93	127675.5	137365.2
島根県	0.93	119381.6	128912.7
大阪府	0.92	582116.0	629835.9
愛媛県	0.92	231967.5	251431.3
奈良県	0.92	220878.6	239956.3
群馬県	0.92	315961.4	345134.3
岐阜県	0.91	328374.3	359862.9
山形県	0.91	187668.5	205895.6
沖縄県	0.91	85054.5	93385.6
宮崎県	0.91	182983.5	202054.0
沖縄県	0.90	203596.2	226421.7
三重県	0.90	285430.8	318757.7
兵庫県	0.89	356617.5	399776.3
青森県	0.88	210915.6	238365.8
石川県	0.87	79155.2	90476.4
大分県	0.87	185678.6	212401.4
和歌山県	0.87	155419.8	178032.7
奈良県	0.86	84889.2	98895.3
北海道	0.86	385641.5	450441.5
鹿児島県	0.86	258307.2	301921.2
熊本県	0.85	132931.0	156144.3
岡山県	0.85	131070.1	154512.8
富山県	0.82	157867.0	192150.3
高知県	0.82	60930.2	74592.0
滋賀県	0.81	72606.0	89188.6
広島県	0.81	182419.9	225150.0
神奈川県	0.80	452421.9	565363.5
和歌山県	0.80	63748.9	79754.4
千葉県	0.79	338566.1	431083.9
香川県	0.78	62886.3	80690.3
山口県	0.77	94436.3	122216.5
宮城県	0.76	127616.6	167981.4
埼玉県	0.76	355161.3	469032.4
愛知県	0.76	371388.3	490500.5
福井県	0.76	47740.8	63158.5
長崎県	0.75	88730.2	118559.6
富山県	0.75	67809.8	90608.6
鹿児島県	0.74	114479.4	153898.4
愛媛県	0.74	87864.4	118868.8
群馬県	0.74	112551.6	152555.7
長野県	0.73	123097.8	167492.7
鳥取県	0.73	36127.5	49225.6
福井県	0.73	100407.3	136953.4
大分県	0.73	77215.9	105763.1
山梨県	0.72	45914.6	64028.5
島根県	0.70	40168.6	57096.0
栃木県	0.69	100874.4	145189.0
岐阜県	0.69	98108.2	141830.3
佐賀県	0.69	50439.6	73059.7
新潟県	0.67	120752.2	179714.2
茨城県	0.67	142398.2	213164.7
静岡県	0.66	179019.8	269715.9
福島県	0.65	96778.6	148826.3
宮崎県	0.65	64809.7	99888.5
岩手県	0.65	68114.1	105375.2
三重県	0.63	82580.9	131173.1
山形県	0.60	55738.7	92474.0
秋田県	0.56	49455.9	88732.8
青森県	0.55	59804.8	108472.2

偏在対策（第8次医療計画）

3. 薬剤師偏在状況を示す区域の設定④

偏在是正の進め方

- 薬剤師偏在是正の進め方としては、薬剤師確保計画の1計画期間（原則3年）ごとに、**薬剤師少数区域に属する二次医療圏又は薬剤師少数都道府県に属する都道府県がこれを脱することを繰り返す**ことを基本とする。



なぜ病院に薬剤師が来ないのか

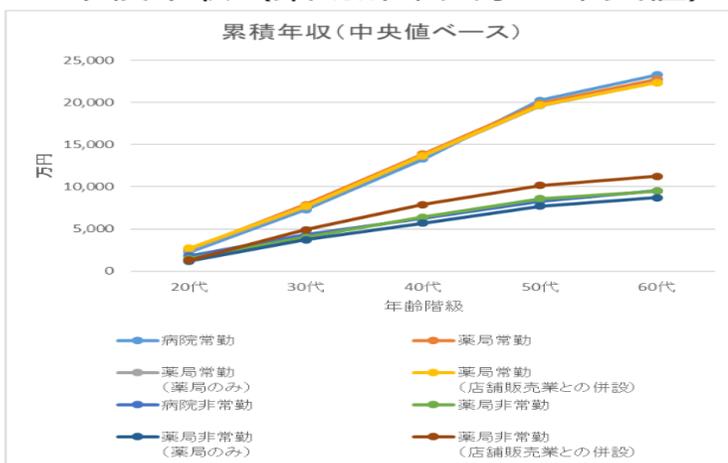
- 労働条件はどうか？ (R4厚労省調べ：第13回薬剤師及び資質向上等に関する検討会 参考資料4)

病院・薬局間の給与格差の実態

- 各年代における合計の年収を累積した累積年収について、65歳まで働くことを想定した場合、常勤の病院薬剤師（23,280万円）と薬局薬剤師（22,768万円）との生涯年収の差額は512万円であり、大きな差異はみられなかった。
- 学生が就職先を選択する際に考慮する要素の上位に「給与水準」があげられていることから、20代での病院・薬局間の給与格差が病院への就職に影響していることが考えられる。
- 病院における対応策として、薬局に近づくよう、年代別の給与水準の上昇率をなだらかにし、生涯年収は変えずに、20代、30代の給与水準を高くすることが考えられる。

薬剤師
本人票

累積年収（薬剤師本人票 中央値）

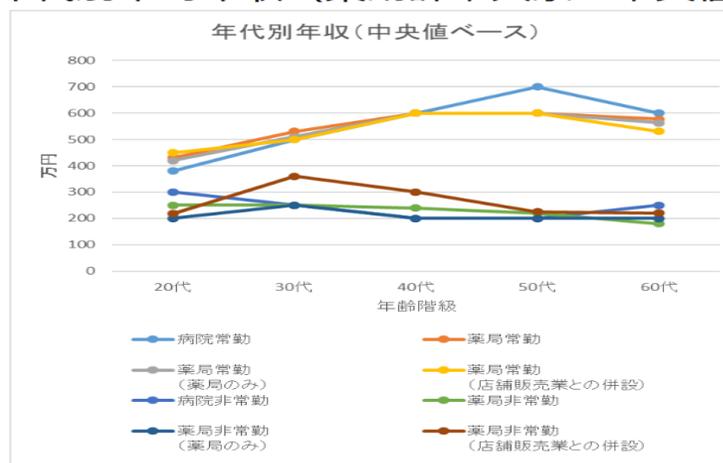


(万円)

	常勤				非常勤			
	病院常勤	薬局常勤			病院非常勤	薬局非常勤		
		薬局のみ	併設	併設		薬局のみ	併設	併設
20代	2,280	2,580	2,520	2,700	1,800	1,500	1,200	1,305
30代	7,280	7,880	7,620	7,700	4,300	4,000	3,700	4,905
40代	13,280	13,880	13,620	13,700	6,300	6,400	5,700	7,905
50代	20,280	19,880	19,620	19,700	8,300	8,600	7,700	10,155
60代	23,280	22,768	22,433	22,350	9,550	9,500	8,700	11,255

薬剤師
本人票

年代別平均年収（薬剤師本人票 中央値）



(万円)

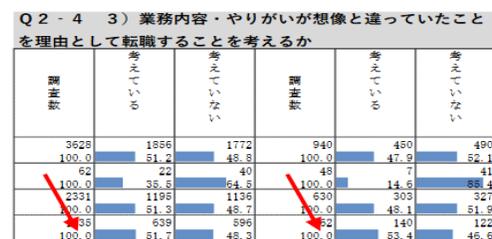
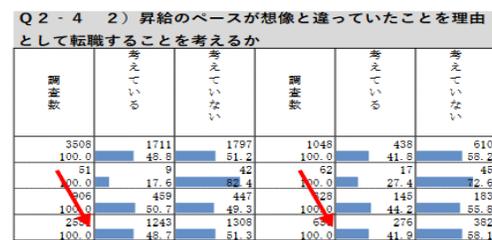
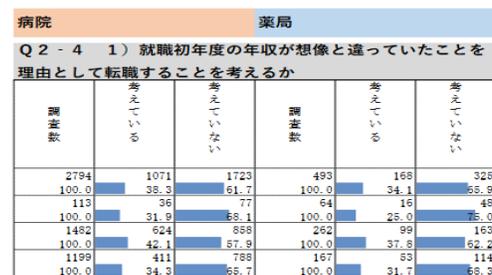
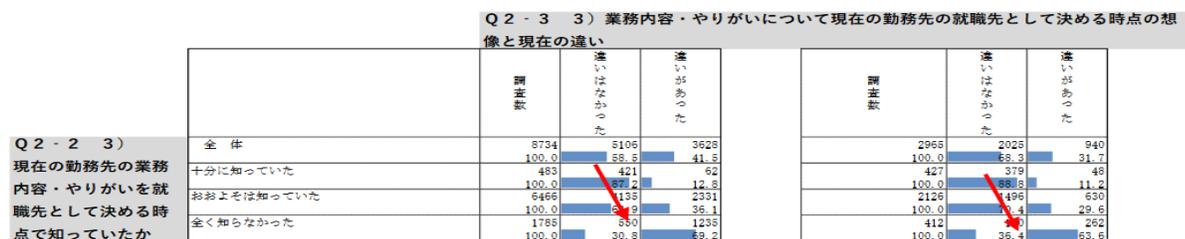
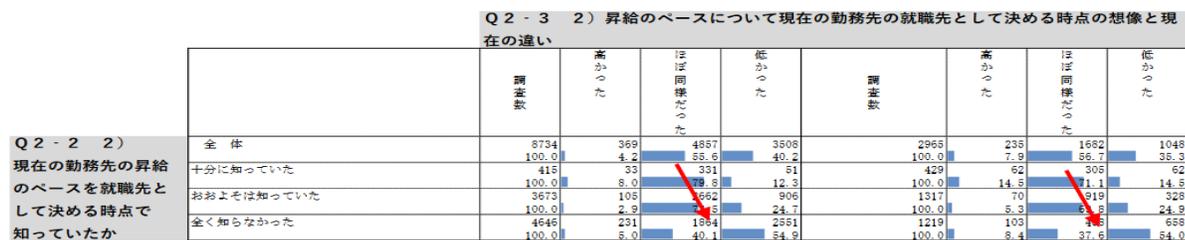
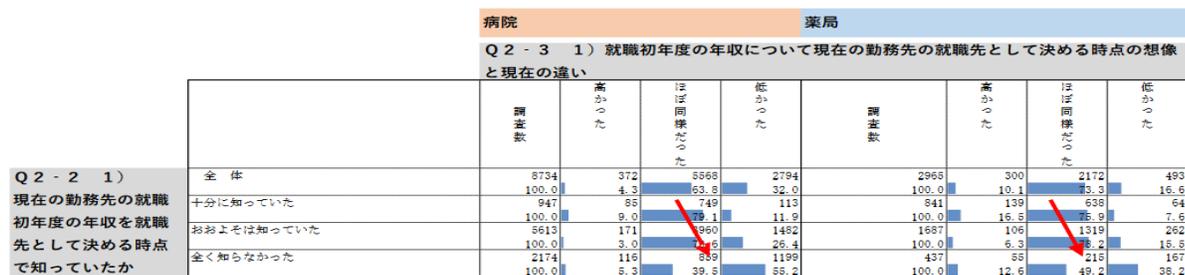
	常勤				非常勤			
	病院常勤	薬局常勤			病院非常勤	薬局非常勤		
		薬局のみ	併設	併設		薬局のみ	併設	併設
20代	380	430	420	450	300	250	200	217.5
30代	500	530	510	500	250	250	250	360
40代	600	600	600	600	200	240	200	300
50代	700	600	600	600	200	220	200	225
60代	600	577.5	562.5	530	250	180	200	220

なぜ病院に薬剤師が来ないのか

薬剤師のニーズを捉えた薬剤師確保策（仕事面）①

- 年収、昇給ペース、業務内容・やりがいを勤務先を決める時点で知っていたか否かとそれらについての就職後の認識との関係を見ると、就職前に知らなかった薬剤師は、知っていた薬剤師と比べ、**就職後に年収や昇給ペースが低い、業務内容・やりがいに違いがあったと感じる割合が高かった。**
- 年収、昇給ペース、業務内容・やりがいを勤務先を決める時点で知っていたか否かと、それらを理由に転職を考えるか否かとの関係を見ると、就職前に知らなかった薬剤師は、知っていた薬剤師と比べ、**昇給ペースや業務内容・やりがいを理由として転職を考えている人の割合が高くなる傾向がみられた。** 薬剤師の離職防止のためには、就職前に昇給ペース、業務内容・やりがいなどについて十分に情報提供を行うことが望まれる。

薬剤師
本人票



なぜ病院に薬剤師が来ないのか

薬剤師のニーズを捉えた薬剤師確保策（仕事面）②

- 現在の勤務先・勤務地を就職先として決めた前後における、仕事面における意識をみたところ、就職前に重視していた点の上位は、病院では業務内容・やりがい・給与水準であるが、薬局では給与水準・通勤時間の長さ・勤務時間の長さであり、病院・薬局とで薬剤師が重視する事項は異なる。
- 就職前に不安に感じていた事項の上位のうち、病院において、「給与水準」が薬局より14ポイント程度高く、また就職後に不安が残る割合が26.3%と不安が解消していない人の割合が比較的高い点が特徴的である。残存する不安の割合を見ると、総じて、病院の方が薬局より割合が高い。
- 採用においては病院・薬局ごとに薬剤師が重視する事項の違いや、病院においては「給与水準」への不安への対応として、不安をなるべく少なくするために「給与水準」について求職者への説明を丁寧に行うこと、また定着の観点では、病院において残存する不安の解消に向け、面談などを行い勤務する薬剤師の不安を把握し、解消に向けた取り組みを続けること、などを踏まえ確保策を企画・運営することが有用と言える。

現在の勤務先・勤務地を就職先として決めた前後における意識（仕事面）（勤務年数5年未満）（病院・薬局別）

薬剤師本人票	病院										薬局													
	1)就職前に重視していた点		2)就職前に不安に感じていた点		3)就職後に不安が解消した点		残存する不安(差分)2)-3)	残存する不安(割合%)2)-3)/2)	4)就職後に魅力を感じている点		5)現在、転職検討の要因になっている不満を感じる点		1)就職前に重視していた点		2)就職前に不安に感じていた点		3)就職後に不安が解消した点		残存する不安(差分)2)-3)	残存する不安(割合%)2)-3)/2)	4)就職後に魅力を感じている点		5)現在、転職検討の要因になっている不満を感じる点	
	調査数	割合%	調査数	割合%	調査数	割合%			調査数	割合%	調査数	割合%	調査数	割合%	調査数	割合%	調査数	割合%			調査数	割合%	調査数	割合%
給与水準	3210	100.0	3210	100.0	2676	100.0	26.3	72.5	3210	100.0	3210	100.0	1110	100.0	1110	100.0	964	100.0	10.9	48.4	1110	100.0	1110	100.0
昇給ベース	1384	43.1	1166	36.3	267	10.0	20.9	76.3	413	12.9	943	29.4	678	61.1	230	22.5	100	11.6	18.5	67.1	260	23.4	201	18.1
勤務時間の長さ	512	16.0	842	26.2	165	6.2	16.8	57.5	174	5.4	663	20.7	197	17.7	236	23.1	66	7.6	15.5	67.1	76	6.8	212	19.1
短時間勤務のしやすさ	968	30.1	938	29.2	333	12.4	16.8	57.5	487	14.2	506	15.8	438	39.5	266	24.0	109	12.6	11.4	47.5	174	15.7	180	16.2
勤務日に勤務時間を柔軟に設定しやすいか	416	13.0	375	11.7	139	5.2	6.5	55.6	306	9.5	165	5.1	207	18.6	132	11.9	53	6.1	5.8	49.7	112	10.1	69	6.2
付与された休暇日数	676	21.1	613	19.1	243	9.1	10.0	52.4	483	15.0	291	9.1	346	31.2	239	21.8	104	12.0	9.5	44.2	175	15.8	119	10.7
休暇の取りやすさ	524	25.7	501	15.6	195	7.3	8.3	53.2	530	16.5	247	7.7	317	28.6	172	15.5	71	8.2	7.3	47.1	140	12.6	110	9.9
通勤時間の長さ	1132	35.3	1014	31.6	514	19.2	12.4	39.2	982	30.6	415	12.9	405	36.5	362	32.6	164	19.0	13.6	41.7	209	18.8	183	16.5
通勤の利便性	1146	35.7	836	26.0	208	7.8	8.9	53.3	642	20.0	213	6.6	444	40.0	198	17.8	96	11.1	6.7	37.6	228	20.5	90	8.1
業務内容	1160	36.1	477	14.9	179	6.7	8.2	55.0	630	19.6	203	6.3	427	38.5	162	14.6	83	9.6	5.0	34.2	228	20.3	63	5.7
やりがい	1674	52.1	816	25.4	330	12.3	13.1	51.6	669	20.8	443	13.8	425	38.3	220	19.8	107	12.4	7.4	37.4	167	15.0	132	11.9
他職種との関係性	1601	49.9	542	16.9	186	7.0	9.9	58.6	782	24.4	387	12.1	302	27.2	163	14.7	55	6.4	8.3	56.5	173	15.6	128	11.5
上司や同僚からのサポート	859	26.8	676	21.1	296	11.1	10.0	47.4	531	16.5	199	6.2	127	11.4	145	13.1	61	7.1	6.0	45.8	101	9.1	53	4.8
職場の人間関係	737	23.0	867	27.0	411	15.4	11.6	43.0	519	16.2	302	9.4	234	21.1	238	21.4	117	13.5	7.9	36.9	160	14.4	106	9.5
スキルアップのための研修制度	1116	34.8	1404	43.7	699	26.1	17.6	40.3	647	20.2	446	13.9	386	34.8	431	38.8	248	28.7	10.1	26.0	238	21.4	120	10.8
副業のしやすさ	808	25.2	473	14.7	133	5.0	9.7	66.0	330	10.3	266	8.3	246	22.2	136	12.3	49	5.7	6.6	53.7	112	10.1	72	6.5
福利厚生制度	138	4.3	336	10.5	95	3.6	6.9	65.7	73	2.3	273	8.5	93	8.4	100	9.0	38	4.4	4.6	51.1	61	5.5	69	6.2
胃休等の作業制度	997	31.1	405	12.6	134	5.0	7.6	60.3	531	16.5	209	6.5	294	26.5	156	14.1	54	6.3	7.8	55.3	115	10.4	90	8.1
地域ならではの業務慣行	565	17.6	344	10.7	142	5.3	5.4	50.5	375	11.7	127	4.0	181	16.3	124	11.2	41	4.7	6.5	58.0	105	9.5	54	4.9
その他	163	5.1	314	9.8	123	4.6	5.2	53.1	120	3.7	95	3.0	87	7.8	119	10.7	56	6.5	4.2	39.3	55	5.0	40	3.6
特になし	29	0.9	27	0.8	9	0.3	0.5	62.5	21	0.7	38	1.2	11	1.0	10	0.9	5	0.6	0.3	33.3	2	0.2	14	1.3
現在転職を検討していない	301	9.4	534	16.6					617	19.2	564	17.6	131	11.8	246	22.2					269	24.2	249	22.4

なぜ病院に薬剤師が来ないのか

地域で働く薬剤師の確保策（三師統計の解析結果より）②

- 従事先と出身地・出身大学の関係を、関東地方などの地方別にみたところ、従事先と出身地が同じ地方である割合は70%~90%と高く、従事先と出身大学が同じ地方である割合が50%~80%である地方が過半を占めた。
- 出身都道府県内及び出身地方内で働きたいというニーズが現れたものである可能性がある。そのため、**都道府県内の薬剤師確保に際し、自都道府県のみならず、同一地方に出身地・出身大学がある人へアプローチをすることが効果的と考えられる。**

三師統計

従事先地方別にみる出身地方の所在地構成
(病院/薬局/診療所のみ)

出身地方		従事先地方									
		北海道	東北	南関東	北関東・甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州
北海道	実数(人)	7644	316	1258	153	57	159	173	42	20	123
	割合(%)	79.6%	2.1%	1.7%	0.9%	0.7%	0.6%	0.4%	0.3%	0.3%	0.5%
東北	実数(人)	485	12311	3149	612	211	348	211	69	30	158
	割合(%)	5.0%	82.1%	4.1%	3.6%	2.4%	1.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.6%
南関東	実数(人)	598	1072	52461	2999	517	1875	981	366	215	923
	割合(%)	6.2%	7.1%	68.9%	17.6%	5.9%	7.4%	2.3%	2.5%	2.9%	3.5%
北関東・甲信	実数(人)	184	460	5733	11543	305	618	325	82	46	181
	割合(%)	1.9%	3.1%	7.5%	67.9%	3.5%	2.4%	0.8%	0.6%	0.6%	0.7%
北陸	実数(人)	74	235	1633	307	6654	402	507	72	31	94
	割合(%)	0.8%	1.6%	2.1%	1.8%	76.2%	1.6%	1.2%	0.5%	0.4%	0.4%
東海	実数(人)	153	176	3024	414	311	19176	1319	197	100	254
	割合(%)	1.6%	1.2%	4.0%	2.4%	3.6%	75.4%	3.1%	1.4%	1.3%	1.0%
近畿	実数(人)	272	207	3354	419	433	1660	34063	1012	524	863
	割合(%)	2.8%	1.4%	4.4%	2.5%	5.0%	6.5%	80.8%	7.1%	7.0%	3.2%
中国	実数(人)	64	64	1770	173	94	430	1879	11201	322	967
	割合(%)	0.7%	0.4%	2.3%	1.0%	1.1%	1.7%	4.5%	78.0%	4.3%	3.6%
四国	実数(人)	34	34	1022	85	43	262	1437	559	5973	278
	割合(%)	0.4%	0.2%	1.3%	0.5%	0.5%	1.0%	3.4%	3.9%	80.2%	1.0%
九州	実数(人)	97	127	2719	287	103	519	1243	754	191	22888
	割合(%)	1.0%	0.8%	3.6%	1.7%	1.2%	2.0%	2.9%	5.3%	2.6%	85.6%
総計	実数(人)	9605	15002	76123	16992	8728	25449	42138	14354	7452	26729
	割合(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※割合：分子「出身地方と従事先地方が一致している薬剤師数」、分母「地方内に従事している薬剤師」
※色づけ：最大値（濃色）・最小値（無色）として、値の大きさに合わせて色づけ

従事先地方別にみる出身大学地方の所在地構成
(病院/薬局/診療所のみ)

出身大学地方		従事先地方									
		北海道	東北	南関東	北関東・甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州
北海道	実数(人)	6590	1026	1284	443	125	349	331	141	39	369
	割合(%)	67.9%	6.8%	1.7%	2.6%	1.4%	1.4%	0.8%	1.0%	0.5%	1.4%
東北	実数(人)	1040	8752	2640	1667	348	549	248	97	55	175
	割合(%)	10.7%	58.4%	3.4%	9.8%	4.0%	2.2%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%
南関東	実数(人)	1378	3562	61518	10698	1986	5451	2000	1695	912	3105
	割合(%)	14.2%	23.7%	80.3%	62.9%	22.7%	21.4%	4.7%	11.7%	12.2%	11.6%
北関東・甲信	実数(人)	17	186	444	1020	43	82	14	9	1	51
	割合(%)	0.2%	1.2%	0.6%	6.0%	0.5%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%
北陸	実数(人)	174	821	2291	1615	4784	2266	1595	431	186	513
	割合(%)	1.8%	5.5%	3.0%	9.5%	54.6%	8.9%	3.8%	3.0%	2.5%	1.9%
東海	実数(人)	91	168	1504	503	357	12398	1314	499	235	731
	割合(%)	0.9%	1.1%	2.0%	3.0%	4.1%	48.6%	3.1%	3.5%	3.2%	2.7%
近畿	実数(人)	242	218	3681	540	887	3043	32299	3620	1781	2019
	割合(%)	2.5%	1.5%	4.8%	3.2%	10.1%	11.9%	76.0%	25.0%	23.9%	7.5%
中国	実数(人)	24	32	615	66	54	336	1398	4638	651	1180
	割合(%)	0.2%	0.2%	0.8%	0.4%	0.6%	1.3%	3.3%	32.1%	8.7%	4.4%
四国	実数(人)	31	24	604	102	51	417	2091	1135	3134	1057
	割合(%)	0.3%	0.2%	0.8%	0.6%	0.6%	1.6%	4.9%	7.9%	42.0%	3.9%
九州	実数(人)	119	209	1997	359	123	598	1219	2187	460	17562
	割合(%)	1.2%	1.4%	2.6%	2.1%	1.4%	2.3%	2.9%	15.1%	6.2%	65.6%
総計	実数(人)	9706	14998	76578	17013	8758	25489	42509	14452	7454	26762
	割合(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※割合：分子「出身大学地方と従事先地方が一致している薬剤師数」、分母「地方内に従事している薬剤師」
※色づけ：最大値（濃色）・最小値（無色）として、値の大きさに合わせて色づけ

なぜ病院に薬剤師が来ないのか

病院で働く薬剤師を増やすための方策①

- 病院で勤務してもよいと考える条件について傾向を見たところ、年齢が高くなるに従い、薬局薬剤師において「いずれの条件でも勤務したくない」という薬剤師の割合が高くなる傾向がみられた。これは業態の違いにより業務スキルが異なり、業態を超えて転職をする際に業務スキルを身に付ける際の障壁が大きくなるためだと考えられた。病院で働く薬剤師を増やすためには**20代～40代の薬剤師をターゲットとして確保策を企画することが有用と言える。**
- また、給与面が勤務してもよいと考える条件の最上位に挙げられていたものの、仕事面、生活面についても相応に高い割合で回答されていたことから、**給与面だけでなく仕事面、生活面の条件を、求職する薬剤師にとって魅力的なものとすることや、求職する薬剤師の個人属性に応じたアピールをすることで、病院で働く薬剤師を増やすことにつながると考えられる。**

病院で勤務してもよいと考える条件（現在所属している業態別、年齢別）

業態別	調査数	条件					いずれの条件でも勤務したくない	無回答
		給与面（給与水準、昇給ベース）の条件	仕事面（給与面以外）の条件	生活面の条件	その他の条件	条件はどれも好まず勤務してほしくない		
全体	11699	8109	6746	5778	223	789	1490	-
病院20代	1855	69.3	57.7	49.4	1.9	6.7	12.7	-
病院30代	2971	79.1	55.8	56.0	1.1	7.2	2.0	-
病院40代	1965	79.5	57.6	59.0	1.6	7.4	2.6	-
病院50代	1433	78.4	58.1	58.0	2.8	6.5	3.0	-
病院60代	467	73.6	61.7	52.1	3.2	8.4	4.6	-
病院70代以上	40	60.8	52.2	40.7	3.0	11.6	9.6	-
薬局20代	347	42.5	45.0	40.0	2.5	12.5	15.0	-
薬局30代	797	54.2	36.0	32.9	0.6	4.0	35.2	-
薬局40代	760	44.6	30.6	29.3	9	29	26.7	-
薬局50代	612	56.0	38.4	36.8	1.1	3.6	33.5	-
薬局60代	367	38.5	29.6	24.7	14	29	27.5	-
薬局70代以上	81	50.7	38.9	32.5	1.8	3.8	36.2	-
全体	11699	8109	6746	5778	223	789	1490	-
病院	11699	8109	6746	5778	223	789	1490	-
薬局	11699	8109	6746	5778	223	789	1490	-

なぜ病院に薬剤師が来ないのか

病院で働く薬剤師を増やすための方策②

- 出身大学種別（国立・公立・私立・外国）と従事先業務の関係について分析したところ、どの出身大学種別においても薬局従事者の割合が最も高かったが、私立大学出身者の6割は薬局で従事しており、最も薬局での従事割合が高かった。また、国公立大学出身者は医薬品関係企業(医薬品製造販売業・製造業、配置販売業、卸売販売業)に従事する割合が私立大学出身者と比較すると高かった。他方、病院、診療所、介護保険施設に従事している薬剤師の割合は出身大学の種別によってあまり変わらない状況であった。
- 病院、診療所、介護保険施設に従事する薬剤師の確保においては出身大学の種別によらず募集することが望まれる。特に私立大学の学生において薬局に従事する割合が高くなっていることから、**私立大学の学生が病院に従事することを促進する施策の検討が必要であると考えられる。**

三師統計

出身大学別にみる従事先業務種別

	国立 (実数)	国立 (割合)	公立 (実数)	公立 (割合)	私立 (実数)	私立 (割合)	外国 (実数)	外国 (割合)
薬局	13633	41%	5341	45%	169201	61%	37	63%
病院	5399	16%	1781	15%	48364	18%	7	12%
診療所	623	2%	219	2%	4765	2%	4	7%
介護保険施設	101	0%	61	1%	815	0%	1	2%
大学	1700	5%	339	3%	3054	1%	3	5%
医薬品関係企業(店舗販売)	484	1%	167	1%	5875	2%	1	2%
医薬品関係企業(その他)	6901	21%	2193	19%	23288	8%	2	3%
衛生行政機関又は保健衛生施設	1393	4%	644	5%	4708	2%	0	0%
その他	1330	4%	471	4%	5792	2%	3	5%
無職	1574	5%	526	4%	9473	3%	1	2%
総計	33140		11742		275345		59	

なぜ病院に薬剤師が来ないのか

- 病院と薬局との就活時期の違い
- 薬剤師の就活サイトは多くは薬局
- 病院は採用予定が決まってから動く
- 学生にとっては連絡手段もハードルが高い。
- 病院を探すときはピンポイント

なぜ病院に薬剤師が来ないのか

- 薬剤師になるための学費
- 病院薬剤師と薬局薬剤師の初任給
- 当直や夜勤
- 病棟薬剤師

病院薬剤師確保に向けた対策

2023/11/06

医療

基幹病院から薬剤師出向～確保対策でモデル事業開始 広島県

LINEで送る

いいね! 0

シェアする

× ポスト

B! Bookmark 0



薬+読 編集部からのコメント

薬剤師確保に関する厚生労働省の委託事業として、広島県が基幹病院の病院薬剤師を地方の病院に出向させるモデル事業をスタート。11月7日から、広島大学病院の30代男性薬剤師が公立みつぎ総合病院(尾道市)に約3カ月間出向し、病棟業務の体制整備を支援します。働きたいと思える魅力的な職場環境を整え、就職する薬剤師を呼び込むのが狙いです。

広島県は、薬剤師確保に関する厚生労働省の委託事業で、基幹病院の病院薬剤師を地方の病院に出向させるモデル事業を開始する。広島大学病院の30代男性薬剤師が今月7日から約3カ月間、尾道市の公立みつぎ総合病院に出向し、病棟業務の体制整備を支援する。働きたいと思える魅力的な職場環境を整えることで、就職する薬剤師を呼び込むのが狙い。県は来年度から始まる第8次医療計画で病院薬剤師出向の推進を検討しており、今回得た課題を来年度以降の事業に反映させる考えだ。



公立みつぎ総合病院は、病棟で薬剤師が業務に取り組んでいるが、マンパワー不足等の影響で病棟薬剤業務実施加算を算定できていない。若手薬剤師の教育に時間や人手を割けないといった課題もあった。

広島大学病院で経験を積んだ薬剤師が、同院に籍を置いたまま公立みつぎ総合病院に出向。実際の業務を見た上で、必要な課題

と支援を考える。若手薬剤師を教育して意欲を高めたり、業務の改善点を伝えたりして、効率的で質の高い病棟業務を実施できる体制整備を支援する計画だ。

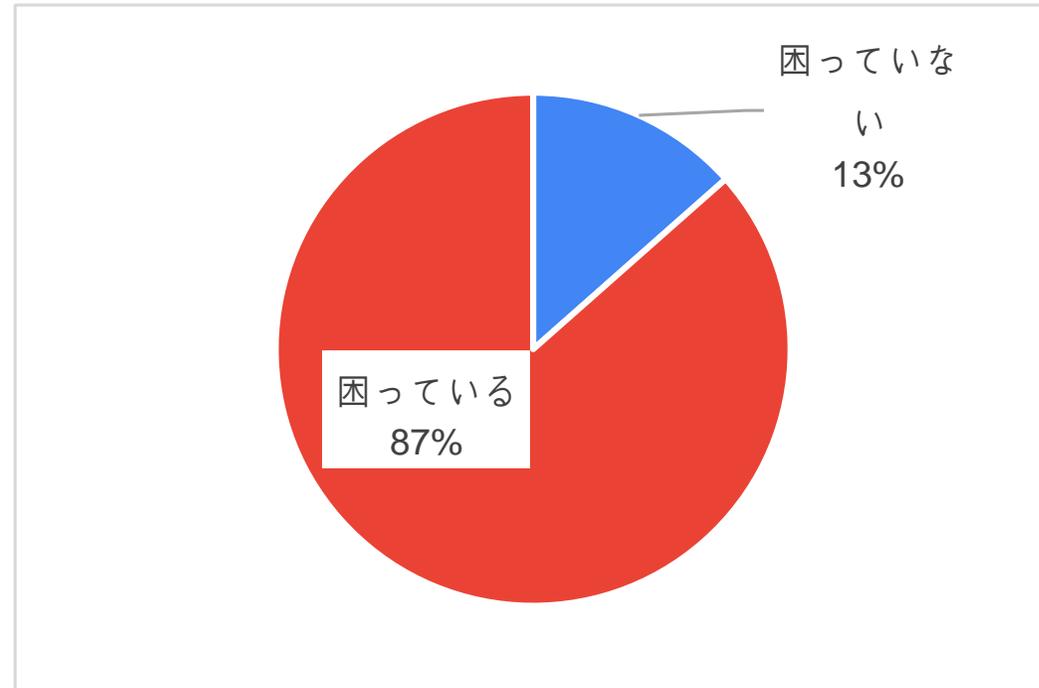
こうした関わりを通じて出向先病院での薬剤師確保につなげることを目指す。広島大学病院教授・薬剤部長の松尾裕彰氏(写真左端)は「出向した薬剤師が単に不足分の手足となって働くのではなく、病棟業務の基盤を整えて、若い薬剤師から見て魅力のある病院にすることが持続的な薬剤師確保につながると思う」と語る。

県健康福祉局薬務課長の岡田史恵氏(写真右端)も「病棟業務が確立されていない病院に薬剤師は就職したがらない。その結果、いつまで経っても薬剤師を確保できず、病棟業務も十分に行えない。こうした負の連鎖を絶ちたい」と話す。

病院薬剤師確保に向けた対策

施設で薬剤師の人員確保に困っていますか？

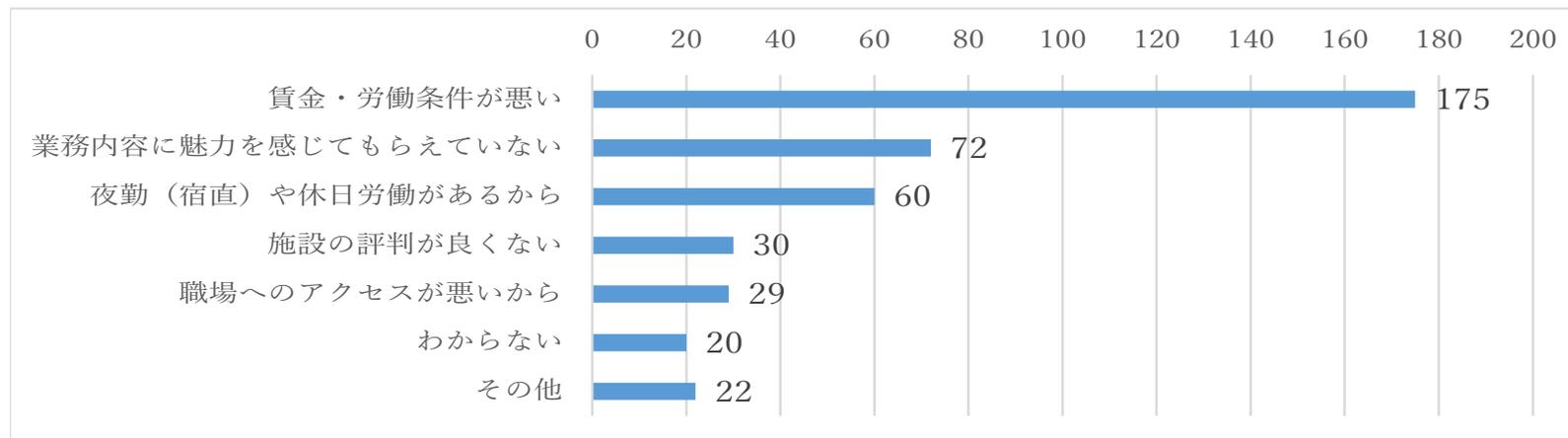
	n	%
困っていない	30	13%
困っている	193	87%
総計	223	100%



病院薬剤師確保に向けた対策

薬剤師の人員確保が難しい理由は、どのようなことが考えられますか？
以下の選択肢から該当するものをすべて選択してください。（複数回答）

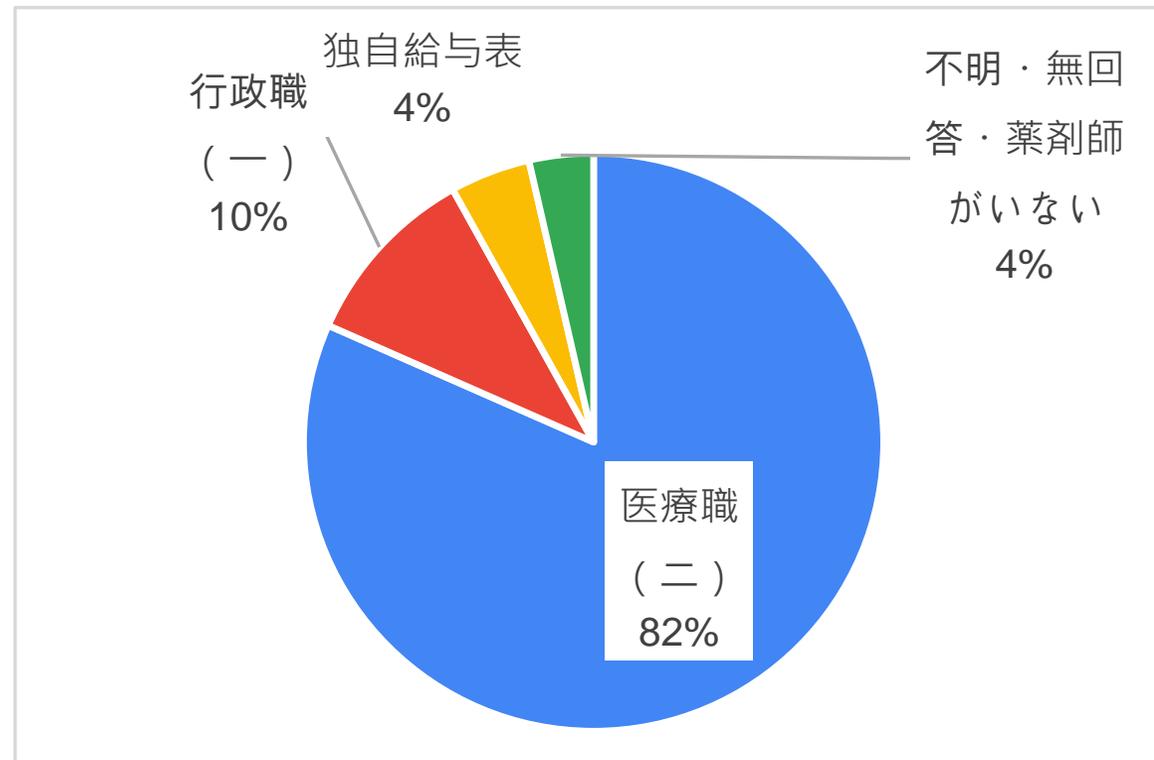
	n
賃金・労働条件が悪い	175
業務内容に魅力を感じてもらえていない	72
夜勤（宿直）や休日労働があるから	60
施設の評判が良くない	30
職場へのアクセスが悪いから	29
わからない	20
その他	22



病院薬剤師確保に向けた対策

6年卒薬剤師の給与表について。

	n	%
医療職(二)	182	82%
行政職(一)	23	10%
独自給与表	10	4%
不明・無回答・ 薬剤師がいない	8	4%
総計	223	100%



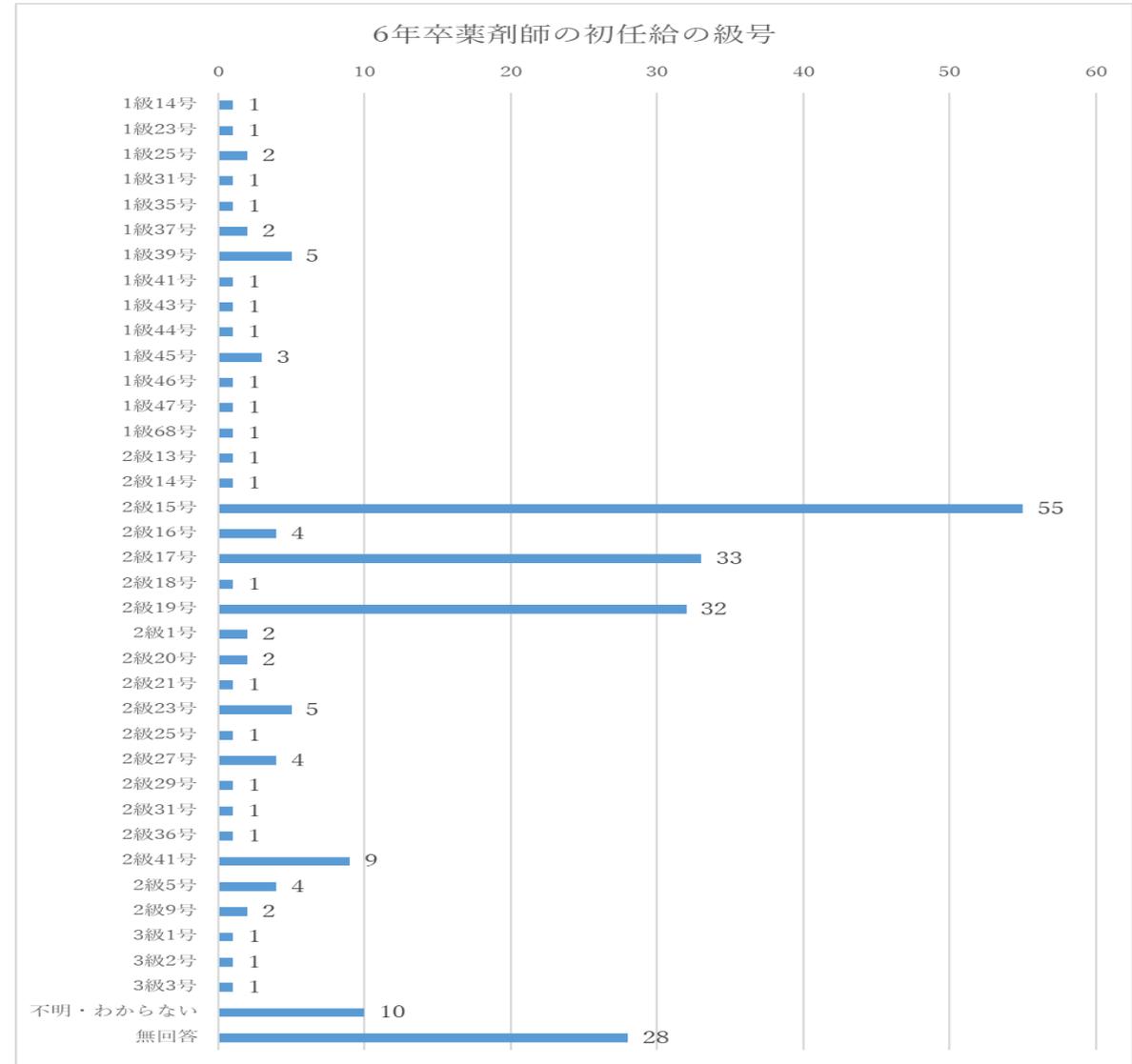
病院薬剤師確保に向けた対策

6年卒薬剤師の初任給の級号を教えてください。

番号	級号	n
1	1級14号	1
2	1級23号	1
3	1級25号	2
4	1級31号	1
5	1級35号	1
6	1級37号	2
7	1級39号	5
8	1級41号	1
9	1級43号	1
10	1級44号	1
11	1級45号	3
12	1級46号	1
13	1級47号	1
14	1級68号	1

番号	級号	n
15	2級13号	1
16	2級14号	1
17	2級15号	55
18	2級16号	4
19	2級17号	33
20	2級18号	1
21	2級19号	32
22	2級1号	2
23	2級20号	2
24	2級21号	1
25	2級23号	5
26	2級25号	1
27	2級27号	4
28	2級29号	1

番号	級号	n
28	2級29号	1
29	2級31号	1
30	2級36号	1
31	2級41号	9
32	2級5号	4
33	2級9号	2
34	3級1号	1
35	3級2号	1
36	3級3号	1
37	不明・わからない	10
38	無回答	28
	総計	223



病院薬剤師確保に向けた対策

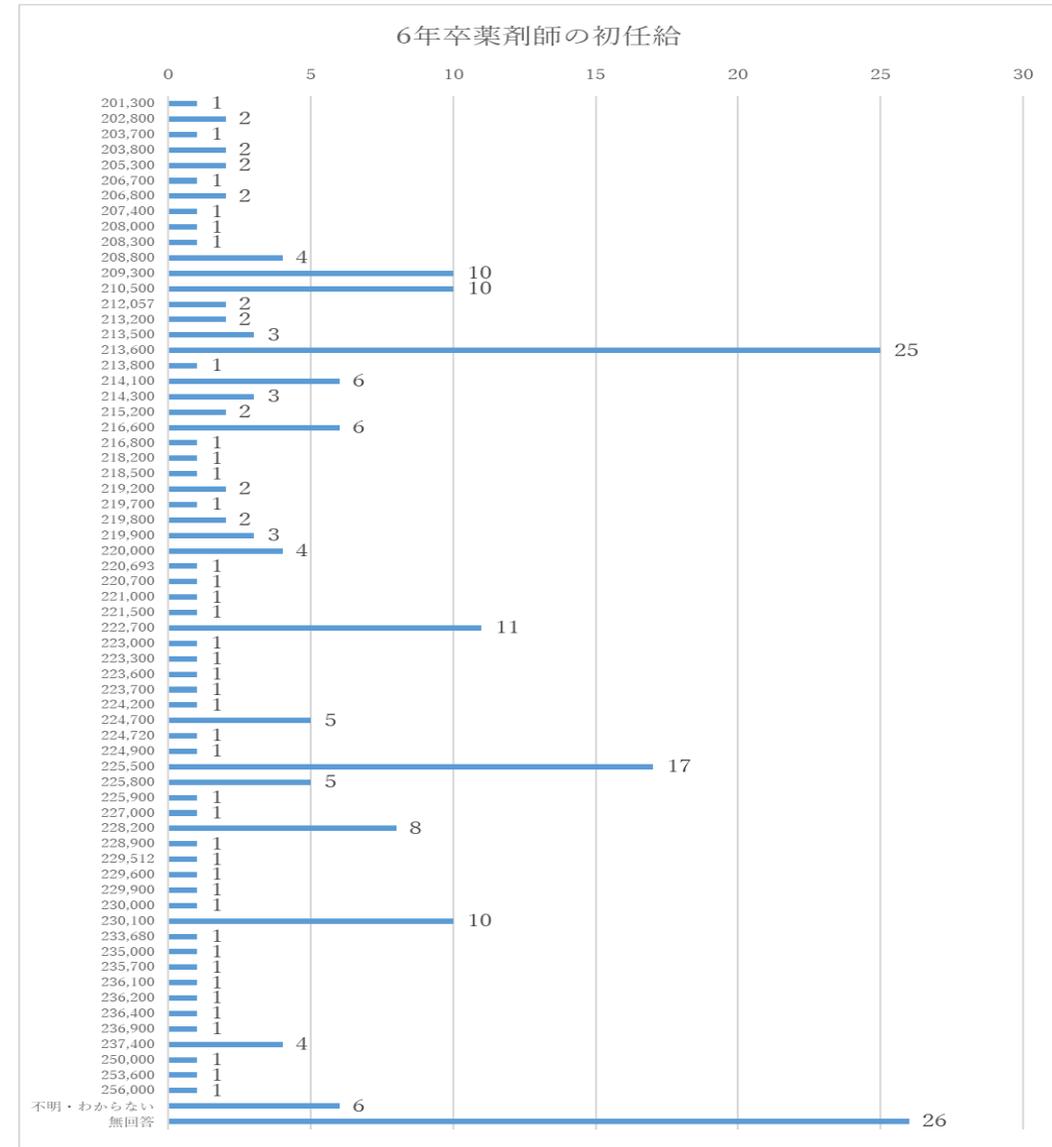
6年卒薬剤師の初任給はいくらですか？

*地域手当や調整手当などを除いた純粋な基本給を記載してください

平均：219,753円、中央値：219,800円、最頻値：213,600円

最小：201,300円、最大：256,000円、範囲：54,700円

番号	初任給	n	番号	初任給	n	番号	初任給	n
1	201,300	1	24	218,200	1	47	227,000	1
2	202,800	2	25	218,500	1	48	228,200	8
3	203,700	1	26	219,200	2	49	228,900	1
4	203,800	2	27	219,700	1	50	229,512	1
5	205,300	2	28	219,800	2	51	229,600	1
6	206,700	1	29	219,900	3	52	229,900	1
7	206,800	2	30	220,000	4	53	230,000	1
8	207,400	1	31	220,693	1	54	230,100	10
9	208,000	1	32	220,700	1	55	233,680	1
10	208,300	1	33	221,000	1	56	235,000	1
11	208,800	4	34	221,500	1	57	235,700	1
12	209,300	10	35	222,700	11	58	236,100	1
13	210,500	10	36	223,000	1	59	236,200	1
14	212,057	2	37	223,300	1	60	236,400	1
15	213,200	2	38	223,600	1	61	236,900	1
16	213,500	3	39	223,700	1	62	237,400	4
17	213,600	25	40	224,200	1	63	250,000	1
18	213,800	1	41	224,700	5	64	253,600	1
19	214,100	6	42	224,720	1	65	256,000	1
20	214,300	3	43	224,900	1	66	不明・わからない	6
21	215,200	2	44	225,500	17	67	無回答	26
22	216,600	6	45	225,800	5		総計	223
23	216,800	1	46	225,900	1			



病院薬剤師確保に向けた対策

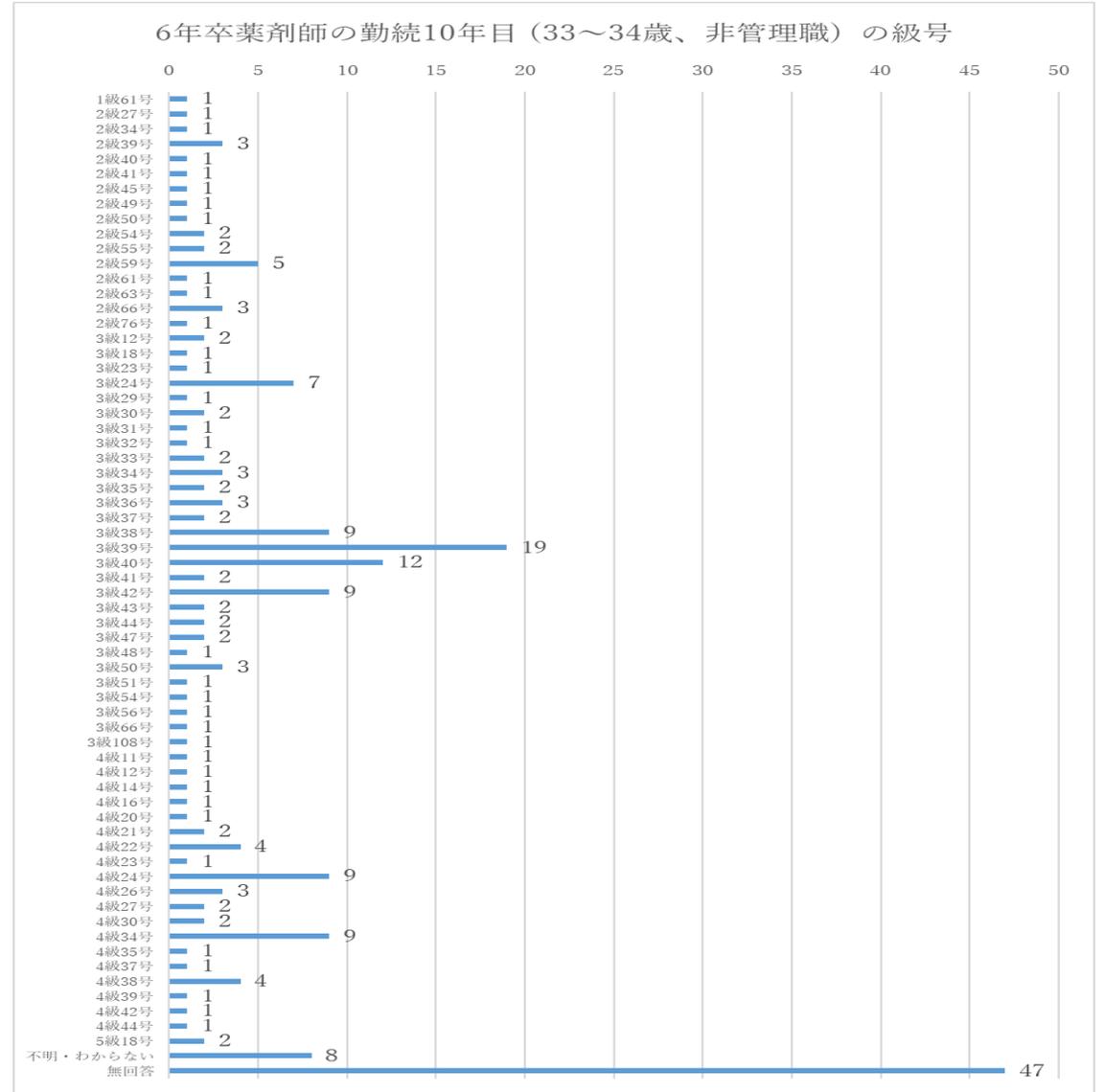
6年卒薬剤師の勤続10年目（33～34歳、非管理職）の級号を教えてください。

*人事評価で変更がある場合は標準職員としてください。

番号	級号	n
1	1級 61号	1
2	2級 27号	1
3	2級 34号	1
4	2級 39号	3
5	2級 40号	1
6	2級 41号	1
7	2級 45号	1
8	2級 49号	1
9	2級 50号	1
10	2級 54号	2
11	2級 55号	2
12	2級 59号	5
13	2級 61号	1
14	2級 63号	1
15	2級 66号	3
16	2級 76号	1
17	3級 12号	2
18	3級 18号	1
19	3級 23号	1
20	3級 24号	7
21	3級 29号	1
22	3級 30号	2
23	3級 31号	1

番号	級号	n
24	3級 32号	1
25	3級 33号	2
26	3級 34号	3
27	3級 35号	2
28	3級 36号	3
29	3級 37号	2
30	3級 38号	9
31	3級 39号	19
32	3級 40号	12
33	3級 41号	2
34	3級 42号	9
35	3級 43号	2
36	3級 44号	2
37	3級 47号	2
38	3級 48号	1
39	3級 50号	3
40	3級 51号	1
41	3級 54号	1
42	3級 56号	1
43	3級 66号	1
44	3級 108号	1
45	4級 11号	1

番号	級号	n
46	4級 12号	1
47	4級 14号	1
48	4級 16号	1
49	4級 20号	1
50	4級 21号	2
51	4級 22号	4
52	4級 23号	1
53	4級 24号	9
54	4級 26号	3
55	4級 27号	2
56	4級 30号	2
57	4級 34号	9
58	4級 35号	1
59	4級 37号	1
60	4級 38号	4
61	4級 39号	1
62	4級 42号	1
63	4級 44号	1
64	5級 18号	2
65	不明・わからない	8
66	無回答	47
67	総計	223



病院薬剤師確保に向けた対策

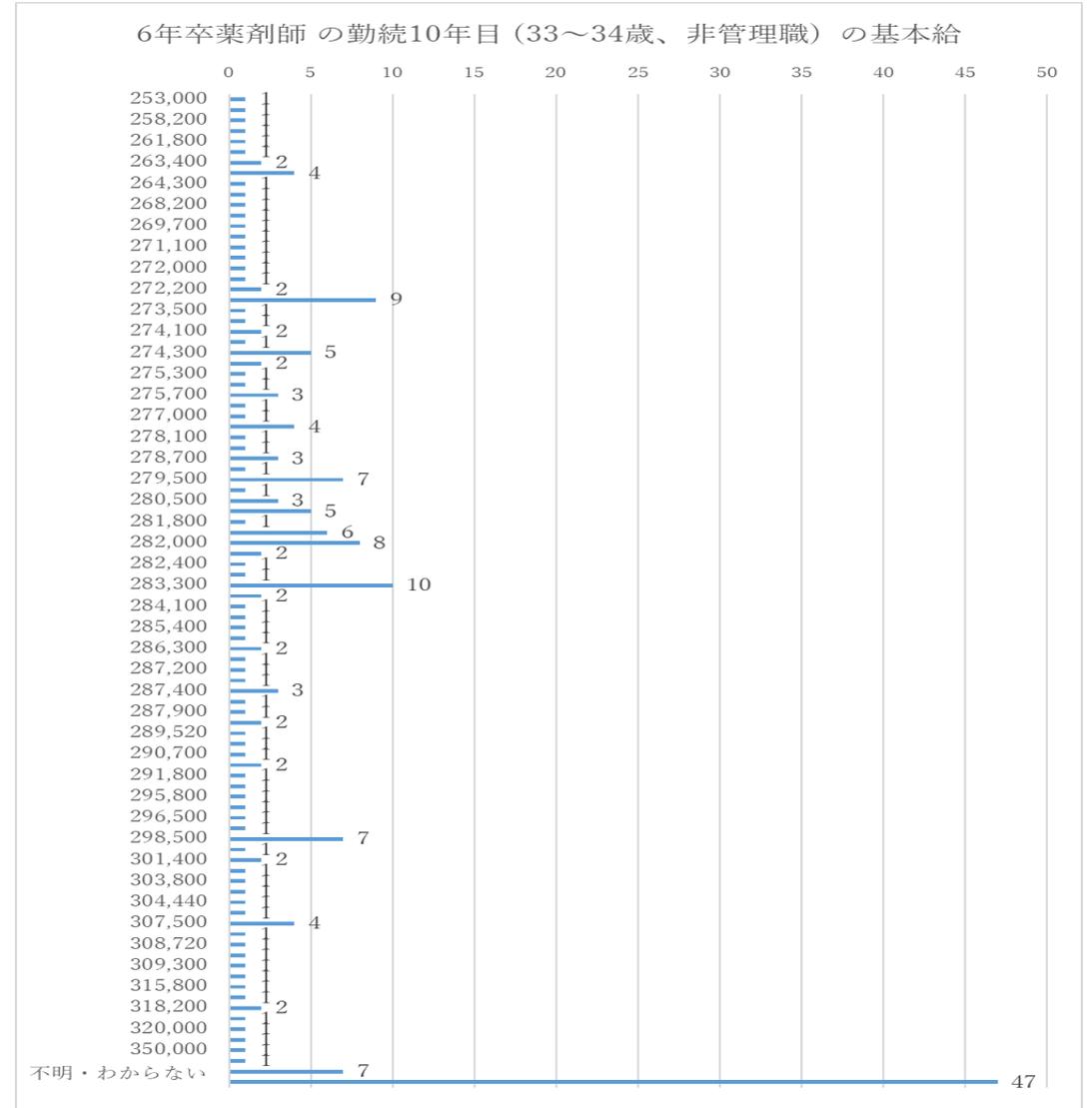
6年卒薬剤師の勤続10年目（33～34歳、非管理職）の基本給はいくらですか？
人事評価で変更がある場合は標準職員としてください。

平均：284,750円、中央値：281,900円、最頻値：283,300円
最小：253,000円、最大：353,300円、範囲：100,300円

番号	給与額	n
1	253,000	1
2	256,800	1
3	258,200	1
4	261,600	1
5	261,800	1
6	262,900	1
7	263,400	2
8	264,200	4
9	264,300	1
10	267,600	1
11	268,200	1
12	268,800	1
13	269,700	1
14	271,000	1
15	271,100	1
16	271,900	1
17	272,000	1
18	272,100	1
19	272,200	2
20	273,100	9
21	273,500	1
22	273,800	1
23	274,100	2
24	274,200	1
25	274,300	5
26	274,700	2
27	275,300	1
28	275,600	1
29	275,700	3
30	276,000	1
31	277,000	1
32	277,200	4

番号	給与額	n
33	278,100	1
34	278,600	1
35	278,700	3
36	279,200	1
37	279,500	7
38	280,000	1
39	280,500	3
40	280,800	5
41	281,800	1
42	281,900	6
43	282,000	8
44	282,100	2
45	282,400	1
46	283,100	1
47	283,300	10
48	283,800	2
49	284,100	1
50	284,590	1
51	285,400	1
52	286,000	1
53	286,300	2
54	286,400	1
55	287,200	1
56	287,300	1
57	287,400	3
58	287,500	1
59	287,900	1
60	289,400	2
61	289,520	1
62	289,600	1
63	290,700	1
64	291,700	2

番号	給与額	n
65	291,800	1
66	293,500	1
67	295,800	1
68	296,000	1
69	296,500	1
70	297,100	1
71	298,500	7
72	299,800	1
73	301,400	2
74	303,000	1
75	303,800	1
76	304,000	1
77	304,440	1
78	306,800	1
79	307,500	4
80	307,890	1
81	308,720	1
82	309,000	1
83	309,300	1
84	313,700	1
85	315,800	1
86	316,800	1
87	318,200	2
88	319,400	1
89	320,000	1
90	323,600	1
91	350,000	1
92	353,300	1
93	不明・わからない	7
94	無回答	47
総計		223



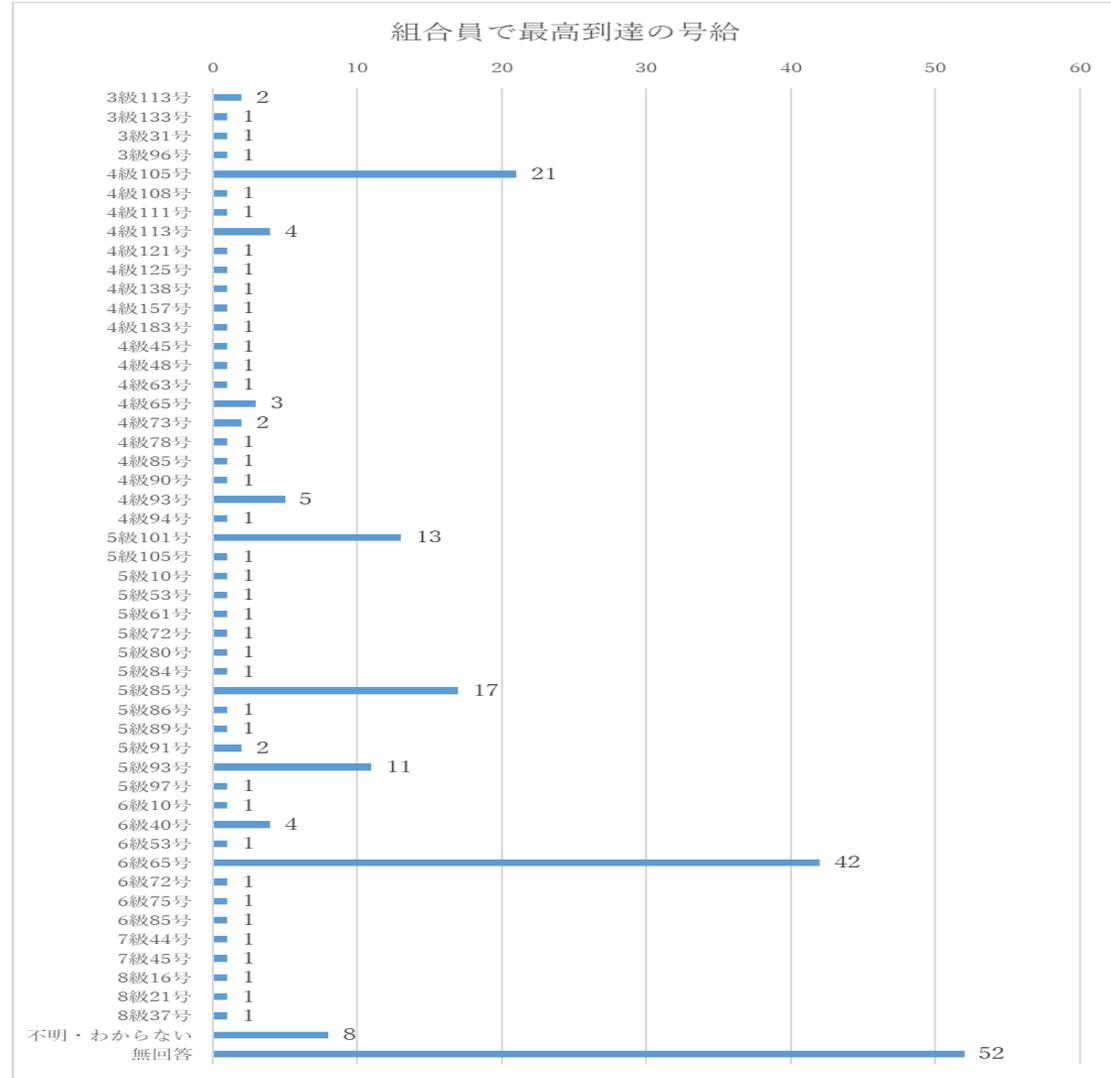
病院薬剤師確保に向けた対策

組員で最高到達の号給は？

番号	級号	n
1	3級 113号	2
2	3級 133号	1
3	3級 31号	1
4	3級 96号	1
5	4級 105号	21
6	4級 108号	1
7	4級 111号	1
8	4級 113号	4
9	4級 121号	1
10	4級 125号	1
11	4級 138号	1
12	4級 157号	1
13	4級 183号	1
14	4級 45号	1
15	4級 48号	1
16	4級 63号	1
17	4級 65号	3
18	4級 73号	2

番号	級号	n
19	4級 78号	1
20	4級 85号	1
21	4級 90号	1
22	4級 93号	5
23	4級 94号	1
24	5級 101号	13
25	5級 105号	1
26	5級 10号	1
27	5級 53号	1
28	5級 61号	1
29	5級 72号	1
30	5級 80号	1
31	5級 84号	1
32	5級 85号	17
33	5級 86号	1
34	5級 89号	1
35	5級 91号	2
36	5級 93号	11

番号	級号	n
37	5級 97号	1
38	6級 10号	1
39	6級 40号	4
40	6級 53号	1
41	6級 65号	42
42	6級 72号	1
43	6級 75号	1
44	6級 85号	1
45	7級 44号	1
46	7級 45号	1
47	8級 16号	1
48	8級 21号	1
49	8級 37号	1
50	不明・わからない	8
51	無回答	52
52	総計	223



病院薬剤師確保に向けた対策

組合員で最高到達の基本給はいくらですか？

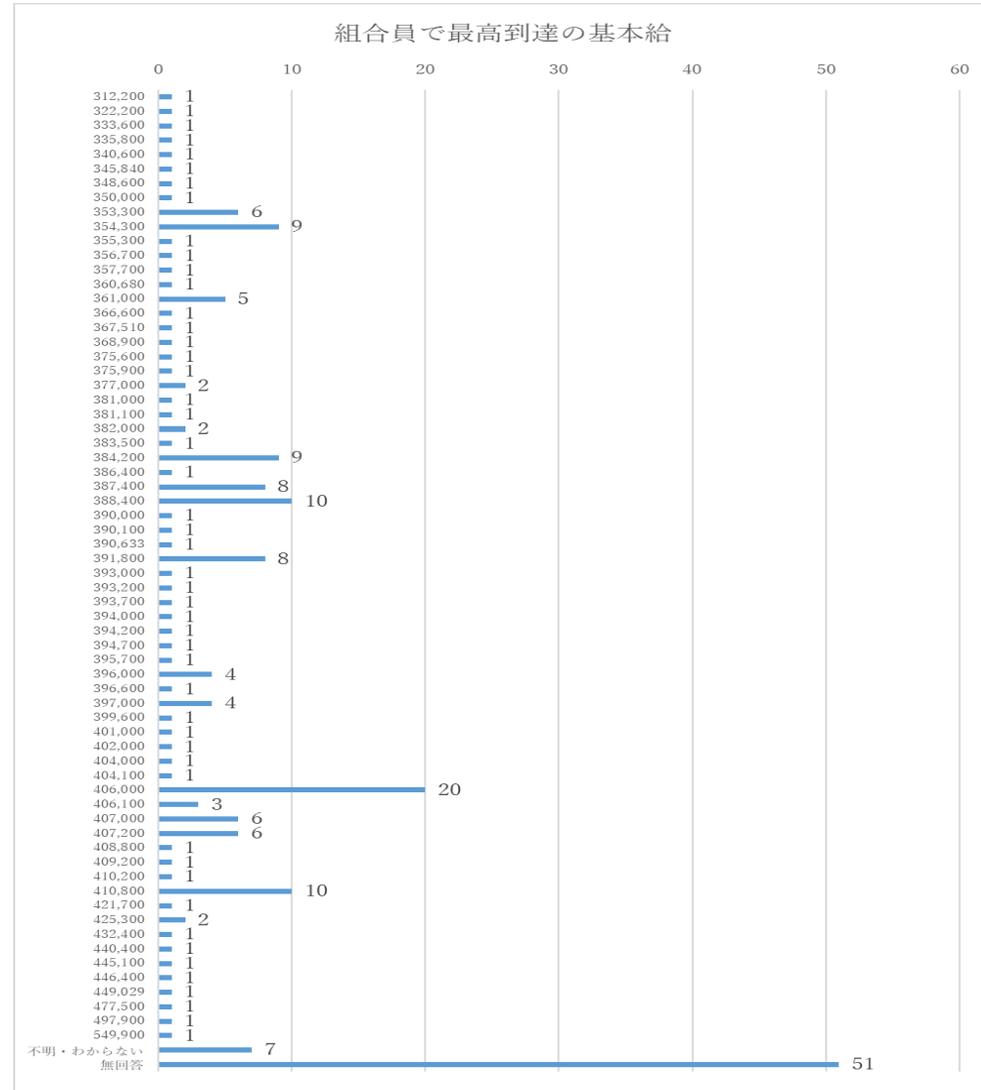
平均：391,361円、中央値：391,800円、最頻値：406,000円

最小：312,200円、最大：549,900円、範囲：237,700円

番号	給与額	n
1	312,200	1
2	322,200	1
3	333,600	1
4	335,800	1
5	340,600	1
6	345,840	1
7	348,600	1
8	350,000	1
9	353,300	6
10	354,300	9
11	355,300	1
12	356,700	1
13	357,700	1
14	360,680	1
15	361,000	5
16	366,600	1
17	367,510	1
18	368,900	1
19	375,600	1
20	375,900	1
21	377,000	2
22	381,000	1
23	381,100	1

番号	給与額	n
24	382,000	2
25	383,500	1
26	384,200	9
27	386,400	1
28	387,400	8
29	388,400	10
30	390,000	1
31	390,100	1
32	390,633	1
33	391,800	8
34	393,000	1
35	393,200	1
36	393,700	1
37	394,000	1
38	394,200	1
39	394,700	1
40	395,700	1
41	396,000	4
42	396,600	1
43	397,000	4
44	399,600	1
45	401,000	1
46	402,000	1

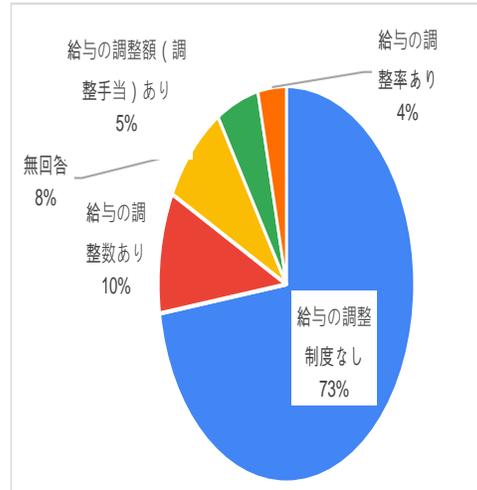
番号	給与額	n
47	404,000	1
48	404,100	1
49	406,000	20
50	406,100	3
51	407,000	6
52	407,200	6
53	408,800	1
54	409,200	1
55	410,200	1
56	410,800	10
57	421,700	1
58	425,300	2
59	432,400	1
60	440,400	1
61	445,100	1
62	446,400	1
63	449,029	1
64	477,500	1
65	497,900	1
66	549,900	1
67	不明・わからない	7
68	無回答	51
	総計	223



病院薬剤師確保に向けた対策

給与の調整について教えてください。

	n	%
給与の調整制度なし	162	73%
給与の調整数あり	22	10%
無回答	19	9%
給与の調整額(調整手当)あり	12	5%
給与の調整率あり	8	4%
総計	223	100%



給与の調整がある場合は内容を教えてください。

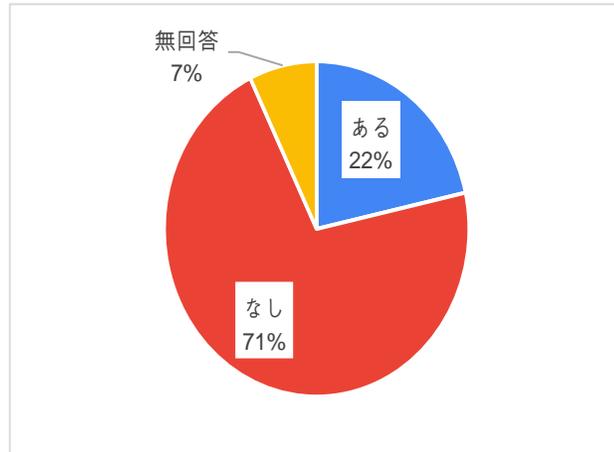
内容	n
調整数 1	16
内容に応じて調整数 1~2	3
調整数 1.5	2
調整数 0.5	2
調整数 2.5	1
調整数 2、調整額 12,000 円	1
調整数 2	1
調整率 10%	1
調整率 8%	1
調整率 4%	1
調整額 5,000 円	1
調整数 0.5。調整額に応じて(1 級 6,200 円~7 級 12,200 円)	1
調整額 1 級 6,200 円~7 級 12,200 円	1
調整額 2,500 円	1
調整額 12,300 円	1
級により調整基本額を設定している	1
給料月額 100 分の 25 を超えない範囲	1
総計	17

病院薬剤師確保に向けた対策

初任給調整手当がある場合は内容を教えてください。

初任給調整手当はありますか？

	n	%
ある	48	22%
なし	159	71%
無回答	16	7%
総計	223	100%

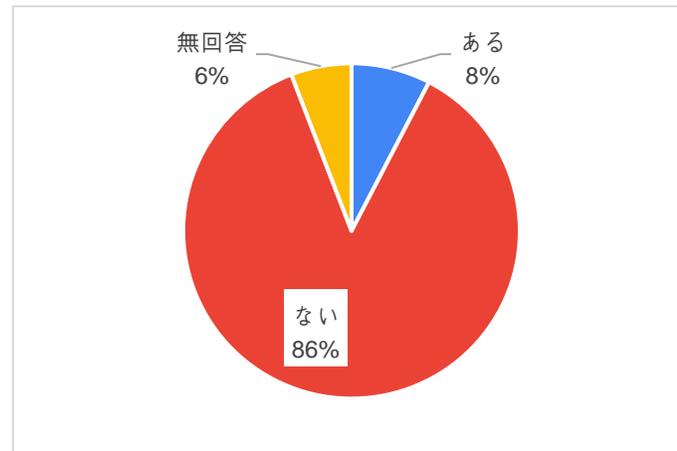


- (1) 1年未満 30,000円、1年以上 27,000円、2年以上 13,000円、3年以上 10,000円、4年以上 7,000円
- (2) 1年目 15,000円/月、2年目 10,000円/月、3年目 5,000円/月
- (3) 1年目 40,000円で、2年目以降 5000円ずつ減額し、8年でなくなる。
- (4) 30,000円、年 3000円ずつ減額し、10年でなくなる
- (5) 30,000円で10年でなくなる（1年に2000円ずつ逡減）
- (6) 35年以内、月額 50,800円
- (7) 50,000円で10年でなくなる。
- (8) 50,000円で12年でなくなる。
- (9) 50,000円で毎年 4,000円減で12年でなくなる。
- (10) 50,800円(6年未満)～17,400円 6年目以降は逡減、35年未満まで
- (11) 5年経過まで。上限 30,000円
- (12) 60,000円で20年でなくなる
- (13) 60,000円で10年でなくなる。
- (14) 65000円で1年毎に減額し11年目で不支給になる
- (15) 基本給+初任給手当=272,700円になるように調整
- (16) 月額 50,000円で10年でなくなる。毎年 5,000円ずつ減額
- (17) 上限 100,000円
- (18) 上限 12,000円で10年で無くなる
- (19) 入職から7年目まで月額 20,000円

病院薬剤師確保に向けた対策

抗癌剤取り扱いに関する手当はありますか？

	n	%
ある	17	8%
ない	193	87%
無回答	13	6%
総計	223	100%



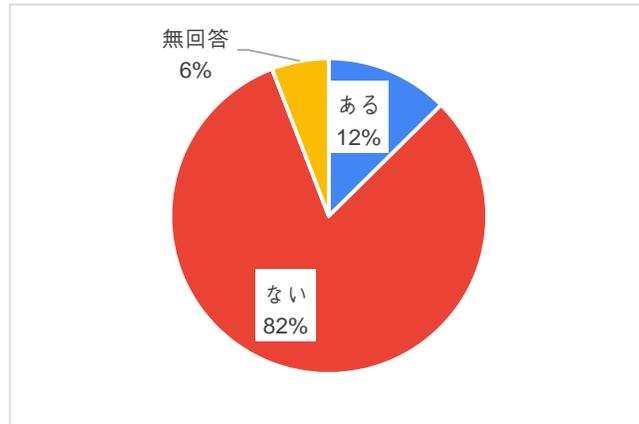
抗癌剤取り扱いに関する手当がある場合は内容を教えてください。

- (1) 月額 3,000 円 (1 件)
- (2) 月額 5,000 円 (1 件)
- (3) 日額 1,000 円 (1 件)
- (4) 日額 130 円 (1 件)
- (5) 日額 200 円 (1 件)
- (6) 日額 230 円 (3 件)
- (7) 日額 300 円 (2 件)
- (8) 日額 310 円 (6 件)

病院薬剤師確保に向けた対策

薬剤師に資格手当はありますか？

	n	%
ある	28	13%
ない	182	82%
無回答	13	6%
総計	223	100%



資格手当がある場合は内容を教えてください。

- (1) 月額 70,000 円
- (2) 月額 40,000 円
- (3) 月額 20,000 円 (4 件)
- (4) 指導薬剤師→20,000 円/月、専門薬剤師→10,000 円/月、認定薬剤師→5,000 円/月
- (5) 薬剤師 月額 10,000 円 薬局長 月額 30,000 円
- (6) がん薬物療法認定薬剤師、外来がん治療認定薬剤師、日本医療薬学会専門薬剤師、感染制御専門薬剤師 月額 5,000 円等
- (7) 専門薬剤師：月額 5000 円、認定薬剤師：月額 3000 円
- (8) 月額 3,500 円病院業務手当 月額 3,000 円
- (9) 診療報酬に関わる：月額 3,000 円、関わらない：月額 2,000 円
- (10) 月額 2,500 円
- (11) 製剤手当 月額 2,900 円
- (12) 資格手当 月額 2,000 円
- (13) 日額 2,500 円
- (14) 日額 200 円

がん薬物療法認定、外来がん治療認定薬剤師に日額 150 円 (3 件)

病院薬剤師確保に向けた対策

その他薬剤師に関する手当や処遇改善があれば教えてください。

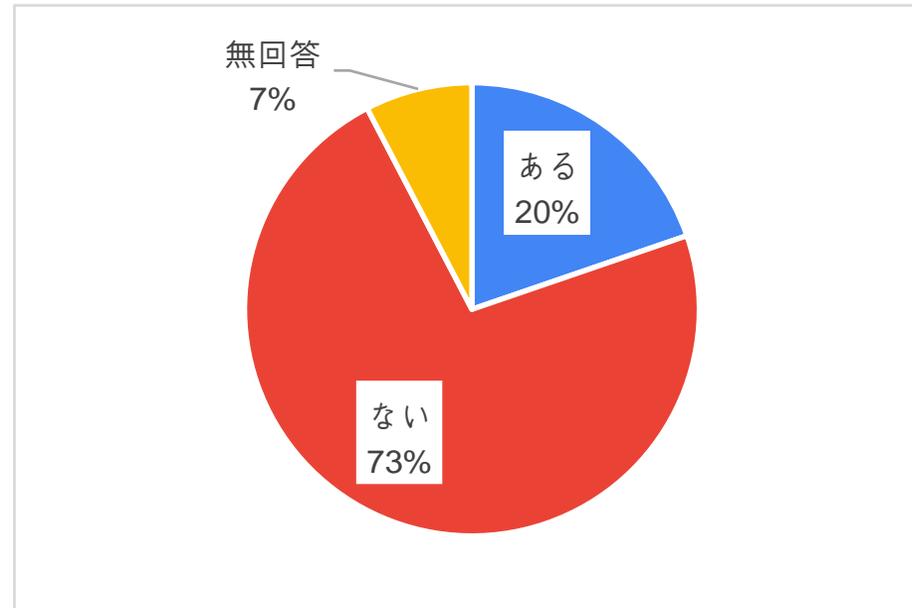
1. 2023年度から薬剤師の初任給調整手当が開始した。
2. オンコール手当や代休手当(35%割増賃金)
3. がん薬物療法認定薬剤師となると、特別昇給がある。(2号+直近の勤勉手当5%)
4. 医療業務手当(麻薬管理) 月額5,000円
5. 看護師等処遇改善補助金について、職種としては除外であったが要求交渉して手当支給となった。
6. 危険手当 月額5000円 (2件)
7. 危険手当: 薬剤師で薬剤管理業務に従事するもの 月額3,000円
8. 資格手当等がないため、他施設と比べると給与額は見劣りしているように感じます。
9. 処遇改善手当支給、研究手当支給
10. 職員労働組合に若い職員は加入したがないので、現在の初任給等は不明
11. 精神科患者に薬剤指導した場合に、日額特殊勤務手当500円
12. 専門分野によっては手当がないことが不満
13. 調剤業務特殊勤務手当 日額 500円
14. 調剤手当 全薬剤師に月額50,000円
15. 特殊勤務手当 日額200円
16. 特殊勤務手当のうち、「防疫等作業手当」の改善。2024年2月議会提案予定。(ただし、支給対象業務は薬剤師が中心的に従事するものではない。)
17. 服薬指導手当 救急待機手当
18. 麻薬取締員手当(日額1,300円)
19. 毎月月額で特殊勤務手当(診療手当)の支給がある。ただし、その月の勤務すべき日の1/2を超えて勤務しない場合は支給されない。手当額は給料表に準じて5750~10500円。
20. 薬局事務職の雇用による業務負担軽減
21. 薬局長に特殊勤務手当支給(月額給料の10%)
22. 薬剤師の初任給が低いため、優秀な人材が入ってこない。給料は就職先を決める大事な選択肢。改善が必要。
23. 来年度より調整がかかる予定
24. 離島薬剤師医療従事手当にて月5万円を支給している。
25. 臨床業務手当 月額7,900円
26. 臨床等業務手当 月額7,900円

病院薬剤師確保に向けた対策

自治体や病院に薬剤師奨学金返還制度はありますか？

* 薬剤師奨学金返還制度は、奨学金の返還額の一部または全額を助成する制度です。

	n	%
ある	44	20%
ない	162	73%
無回答	17	8%
総計	223	100%



病院薬剤師確保に向けた対策

薬剤師奨学金返還制度がある場合は、詳細を教えてください。

1. 5年で300万円までサポート
2. 期間10年 貸与額は、総額の二分の一に相当する額か、若しくは180万円のいずれか少ない額が上限月／25,000円
3. 月10万円72月上限、貸与期間を勤務
4. 月15万、貸与期間の2倍以上勤務した時、免除
5. 月60,000円
6. 月70,000～100,000円
7. 月額5万円、修学期間の月数を上限、貸与機関の1.25倍に相当する期間を勤務することが条件
8. 原則96ヶ月で毎月助成金支給(病院+県)、病院(有利子)：貸与総額×3/4(上限324万) 病院(無利子)：貸与総額×1/2(上限216万) 県(有利子)：貸与総額×1/4(上限108万) 県(無利子)：貸与総額×1/2(上限216万) 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金認定者が対象
9. 山口県が最大年額288,000円を最長5年間、対象施設に薬剤師として就業希望する方が対象。募集人数は5%。
10. 市から毎月10万円、総額上限240万円、貸与期間の1.5倍の勤務をすることが条件
11. 自治体が毎月5万円、貸与期間の1.5倍勤務することが条件
12. 自治体が毎月6万円、貸与期間の1.5倍勤務すると免除
13. 自治体で最大20万
14. 自治体自体の奨学金制度で、月10万、貸与期間勤務すると返済なし
15. 奨学金貸付制度 令和5年4月1日時点で薬剤師を養成する施設(学校・大学)の第4学年以上に在学する者で、卒業後に薬剤師として名寄市立総合病院に勤務しようと考えている方。第6学年に在学の方(令和6年3月卒業見込)月額12万円。第5学年に在学の方(令和7年3月卒業見込)月額11万円。第4学年に在学の方(令和8年3月卒業見込)月額10万円
16. 総額240万円、貸与期間の1.5倍勤務すること
17. 総額上限200万円
18. 貸与期間の1.5倍勤務が条件。授業料上限535,800円／年。入学金上限282,000円。実習費上限80,000円／円。教科書購入費50,000円／円。生活費50,000円／円
19. 病院が月15万円、総額360万円。貸与期間の3倍勤務することで返済免除
20. 病院企業団貸与条例により、入学金40万円、授業料年間80万円、生活費毎月5万円、実習費用年間8万円、教科書代年間5万円。貸与期間の1.5倍勤務することが条件。
21. 富山県地域薬剤師確保修学資金貸与制度 富山大学「地域枠」の入学者 薬剤師となり、①地域医療コース、②製薬企業コース又は③行政機関コースで、9年間(修学資金貸与期間の1.5倍)勤務することが条件
22. 毎月10万円、総額上限720万円、貸与期間の1.5倍勤務すること
23. 毎月上限5万円(返済額と同額)、総額上限600万円
24. 無利子:3万円/月 有利子:1.5万円/月
25. 薬剤師に限らず、医療従事者として奨学金制度を設けて月5万円で行っている。
26. 薬剤師に特化した奨学金制度はないが、大学卒業後に県内に就業した場合の支援などあり
27. 利息を含む毎月の返還相当額(千円未満切り捨て)月あたり5万円を上限、総額240万円を上限

病院薬剤師確保に向けた対策

その他、薬剤師の処遇で改善していることや組合で勝ち取ったことがあれば教えてください

- (1) 2023年度から薬剤師の初任給調整手当が開始した。
- (2) オンコール手当や代休手当(35%割増賃金)
- (3) がん薬物療法認定薬剤師となると、特別昇給がある。(2号+直近の勤勉手当5%)
- (4) 医療業務手当(麻薬管理) 月額5,000円
- (5) 看護師等処遇改善補助金について、職種としては除外であったが要求交渉して手当支給となった。
- (6) 危険手当 月5000円(2件)
- (7) 危険手当:薬剤師で薬剤管理業務に従事するもの 月3,000円
- (8) 処遇改善手当支給、研究手当支給
- (9) 精神科患者に薬剤指導した場合に、日額特殊勤務手当500円
- (10) 調剤業務特殊勤務手当 日額500円
- (11) 調剤手当 全薬剤師に月額50,000円
- (12) 特殊勤務手当 日額200円
- (13) 特殊勤務手当のうち、「防疫等作業手当」の改善。2024年2月議会提案予定。(ただし、支給対象業務は薬剤師が中心的に従事するものではない。)
- (14) 服薬指導手当 救急待機手当
- (15) 麻薬取締員手当(日額1,300円)
- (16) 薬局事務職の雇用による業務負担軽減
- (17) 薬局長に特殊勤務手当支給(月額給料の10%)
- (18) 来年度より調整がかかる予定
- (19) 離島薬剤師医療従事手当にて月5万円を支給している。
- (20) 臨床業務手当 月額7,900円
- (21) 臨床等業務手当 月額7,900円

病院薬剤師確保に向けた対策

若手薬剤師の確保のためには？

- ・やりがい
- ・人に関わる仕事
→病棟業務、在宅、地域医療
- ・キャリアアップ
- ・サポート環境
- ・教育、指導体制

病院薬剤師の地域偏在における負の連鎖

- ・ 薬剤師が不足する病院では、病棟薬剤業務を充実できない
- ↓
- ・ 薬学生は魅力を感じない
・ 病院内の他職種における薬剤師の重要性の認識の醸成につながらない
- ↓
- ・ 薬剤師の配備条件に満たないため、薬剤師関連の診療報酬が得られず給与の引き上げも行われにくい
- ↓
- ・ 有用な採用活動が展開できず、ますます薬剤師の確保が困難となる

病棟薬剤業務を充実させ、負の連鎖を断ち切ることが重要

病院薬剤師確保に向けた対策

薬剤師になるためには？

薬学部6年→国家試験→合格

6年間の学費は？

私立 約1100万円～1200万円

国公立 約350万円

生活費を入れると、私立の場合は
1500万を超えることも

病院薬剤師確保に向けた対策

奨学金を借りる学生も多い

→35%

返済額 平均650万円 1000万円以上も(「第12回薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会(令和4年7月13日)」資料)

→返済の必要があるため、初任給が高い調剤薬局やドラッグストアへ

病院薬剤師確保に向けた対策

奨学金への対策

- ・企業独自の奨学金制度
- ・奨学金を借りて卒業した就職者への対応
(奨学金返済支援制度)

→代理返還支援制度の活用
(日本学生支援機構)

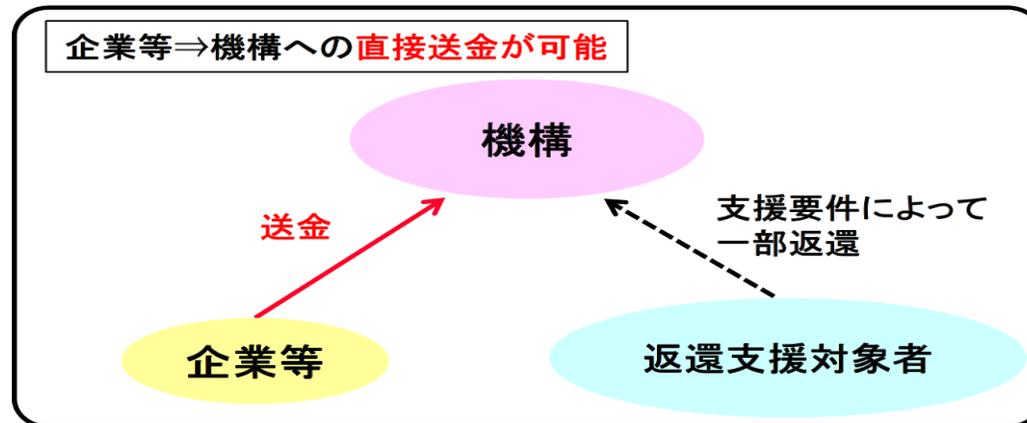
病院薬剤師確保に向けた対策

企業等の奨学金返還支援(代理返還)への対応

日本学生支援機構(以下、「機構」という。)では、将来、各企業等の担い手となる奨学金返還者を応援するための取組として、文部科学省と協議のうえ、各企業等で実施している奨学金返還支援(代理返還)について、一定の条件の下で直接受け付けることとしています。

1. 奨学金返還支援(代理返還)

機構の貸与奨学金(第一種奨学金・第二種奨学金)を受けていた従業員に対し、企業等が返還残額の一部又は全部を機構に直接送金することにより支援。



2024年5月末時点で全国で2,023社の企業等に登録が拡大しており、6,868人に支援を行っています。

※返還支援対象者 = 企業等が奨学金の返還を支援する社員 ※これから返還支援を実施する企業等にも対応します。

病院薬剤師確保に向けた対策

企業等の奨学金返還支援(代理返還)への対応



2. 本制度を利用する場合(企業等から機構へ直接送金すること)の課税等の関係

①【所得税】非課税となり得ます。

返還者にとって、企業等が直接機構に送金することで自身の通常の給与と返還額が区分され、かつ奨学金の返還であることが明確となるため、その返還額に係る所得税は非課税となり得ます。

※返還者が役員である場合など一定の場合には、所得税の課税対象となることがあります。

【参考】国税庁HP「質疑応答事例(所得税)」

○奨学金の返済に充てるための給付は「学資に充てるため給付される金品」に該当するか(抜粋)

奨学金の返済に充てるための給付は、その①奨学金が学資に充てられており、かつ、その②給付される金品がその奨学金の返済に充てられる限りにおいては、③通常の給与に代えて給付されるなど給与課税を潜脱する目的で給付されるものを除き、これを非課税の学資金と取り扱っても、④課税の適正性、公平性を損なうものではない。

②【法人税】給与として損金算入できるほか、「賃上げ促進税制」の対象になり得ます。

企業等にとっては、代理返還は使用人の奨学金の返済に充てるための給付にあたるので、給与として損金算入されます。また、「賃上げ促進税制」の対象となる給与等の支給額にも該当することから、一定の要件を満たす場合には、法人税の税額控除の適用を受けることができます。

※賃上げ促進税制:雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大30%(中小企業の場合40%)を税額控除* *税額控除上限:法人税額又は所得税額の20%

③【社会保険料】原則として、標準報酬月額 of 算定のもととなる報酬に含めません。

奨学金返還支援(代理返還)による返還金は、原則として報酬に含めません。

※ただし、給与規程等により給与に代えて奨学金返還を行う場合には、報酬に含みます。

3. 本制度を利用される企業等に対する機構の対応

本制度の利用企業等を当機構のHPに掲載するとともに、大学等に紹介させていただく場合があります。

企業等名及び返還支援要件等の情報を当機構HPに掲載するほか、大学等に紹介する場合があります。

※掲載及び紹介することをご了解いただいた企業等に限りです。

病院薬剤師確保に向けた対策

企業等の奨学金返還支援(代理返還)への対応

3. 送金(支援)方法

企業等から機構への送金は、「口座振替」又は「払込取扱票」のいずれかの方法となります。

(1) 口座振替による返還支援

企業等の指定する口座より支援額を振り替える。

- ① 機構が指定するフォームより振替口座の登録を行い、口座振替依頼書を機構に提出する。
- ② 機構が指定するフォームより企業等情報及び支援対象者情報(※)を登録する。
※ 企業等補助番号、返還支援対象者の氏名、奨学生番号、支援期間、支援額等を入力
- ③ 振替日(毎月6日)に、登録された口座より支援額が引き落とされる。

【留意点】

- ・ 1件(債権)あたりの手数料135円(うち消費税額12円(適用税率10%))も引き落とされます。(企業等負担)
- ・ 上記①の希望する振替日に係る口座振替依頼書の提出期限は、当機構のホームページに掲載している「預金口座振替依頼書スケジュール」で確認できます。
- ・ 上記②の希望する振替日に係る登録期限は、当機構のホームページに掲載している「企業等情報・支援情報の登録スケジュール」で確認できます。
- ・ 上記②の登録方法は暫定的な取り扱いであり、今年中に次頁のスカラ KI から登録可能となるよう準備を進めています。スカラ KI からの登録については、準備ができ次第改めてご連絡します。

病院薬剤師確保に向けた対策

ワークライフバランスの充実

調剤薬局 → 病院が休みの日は休み
→ 病院の営業が終了すると終了

病院 → 病院が休みであっても、救急や病棟の対応がある
→ 時間外でも対応することもある
→ 日直や当直、夜勤がある

労働環境は調剤薬局に比べて、病院のほうが過酷

病院薬剤師確保に向けた対策

初任給の低さへの対応

- ・初任給調整手当

- ・薬剤師手当

- ・資格手当

→独法でなくても、全部適用であれば柔軟な対応は可能

- ・一部適用→条例によって決まる

- ・全部適用→給与の種類と基準が条例によって決まる

→種類と基準さえ決めれば、中身は規則で運用可能

病院薬剤師確保に向けた対策

その他の対策

- 大学(薬学部)訪問
- 県庁へ訪問
- 大学病院への訪問
- 薬剤師派遣の検討
- 人材派遣会社への登録、活用

まとめ

- 自分たちの病院の強みを理解
 - 弱い部分があればそれを補う
 - 人数がいないと負の連鎖に
 - 人の確保を最優先
 - 在職している薬剤師とのバランスも重要
-
- 手当等も含めた待遇の改善
 - 奨学金制度及び奨学金返還支援制度
 - 奨学金代理返還制度
 - 仕事内容や待遇面の情報提供